令和3年度　輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業
事例集

2022（令和4）年3月

一般社団法人　全国植物検疫協会

目　　次

はじめに ……………………………………………… 1

１．タイ向けに高品質な果物等の輸出に取り組む事業者 ……………… 5

２．地域特産のモモ及びリンゴ生果実の輸出を目指す関係者 ………… 9

３．タイの自社レストランで販売するため、ナシ生果実の輸出に
取り組む事業者 ……………………………………… 13

４．東南アジア向けにかぼちゃ生果実の輸出を目指す生産者団体 ……… 17

５．緑茶、ハーブ茶の輸出にあたりＧＦＰ訪問診断（オンライン）を
利用して輸出に取り組む生産者 ………………………… 21

６．ベトナム向けにスギ材の輸出に取り組む事業者
ーコロナ禍で配船が大幅に遅れ再輸出検査で対応ー ……………… 25

７．染色加工技術を利用した熱処理により木材の輸出に
取り組む事業者 ……………………………………… 29

８．青果物の輸出に特化した産地形成に取り組む自治体（研修会
の開催） ……………………………………………… 33

９．生産者等を参集したセミナーを開催し、農産物の輸出拡大に
取り組む自治体 ……………………………………… 37

10. タイ農産品等輸出研究会（勉強会）を開催し、地元農産物の
輸出促進に取り組む事業者 …………………………… 41

11. 令和３年度ＧＦＰグローバル産地港湾等連携輸出拡大委託事業
を推進する事業者 …………………………………… 45

はじめに

植物等の農産物を輸出する場合は、輸出先国の要求する植物検疫条件等を遵守するとともに輸出国先の定める残留農薬基準等にも留意する必要があります。

このうち、輸出国先の要求する植物検疫条件については、条件に基づき植物を大別すると次のようになります。

○　輸入を禁止する植物（該当する植物は輸出できませんが、二国間の合意事項や輸入許可の条件を満たした植物は除かれます）

○　二国間合意事項に基づく特別な手続き（生産園地や選果こん包施設等の登録、栽培地検査の実施など）等を輸出国で実施することにより輸入を認める植物

○　事前に輸入許可（Permit）を取得し、その条件に合致した対応により輸入を認める植物

○　輸出国政府の発行する植物検疫証明書（検査証明書）の添付により輸入を認める植物

○　輸出国で栽培地検査を実施し、特定の病害虫の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物

○　輸出国で特別な検査（線虫検査や遺伝子診断など）を実施し、特定の病害虫の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物

○　輸出国で消毒等の措置を実施し、その内容を記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物

○　植物検疫証明書（検査証明書）の添付を必要としない植物（輸出植物検査を受けずに輸出できます。）

輸出に当たっては、これらの条件を遵守して、栽培管理や病害虫防除、必要な手続き等を行う必要があります。

一方、残留農薬基準については、我が国と諸外国では登録されている農薬の相違や食文化・食生活の違いなど様々な要因からその数値が異なっています。このため、農産物の輸出では残留農薬にも留意が必要です。特に生果実や野菜など食品を輸出する際は、輸出先国の定める基準を超えていないかなど、事前に確認することなどが望まれます。

農産物の輸出を目指す方にとっては、これら植物検疫や残留農薬などは大きな課題ともなっており、円滑な手続き等を進めるうえで、これらの課題解決の支援をしてくれる専門家が望まれてきたところです。

当協会では、これらの状況等を踏まえ、本年度の「輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」の実施に当たっては、輸出先国の植物検疫条件に基づく検疫手続きや残留農薬基準に則した病害虫防除などを支援するため、必要な専門家を登録し、産地や輸出事業者、物流事業者、都道府県等の自治体などからの相談内容や課題等の依頼に応じて、該当する専門家を派遣し、必要な説明を丁寧に行うよう務めました。

輸出先国の定める植物検疫条件や輸出先国の求める手続き等に係る支援では、専門家は植物防疫所ホームページに掲載されている「輸出条件早見表（下図）」や「各国の輸出条件に関する情報」、「各国の検疫条件」、「輸出検疫実施要領」等から最新情報を入手するとともに輸出先国が開示しているホームページなどからも条件等の情報を確認し、必要な説明等を行いました。また、これらの条件や手続き等に係る流れなどについては、図表等で解説する資料を作成して、説明するなどきめ細かい相談対応を行いました。

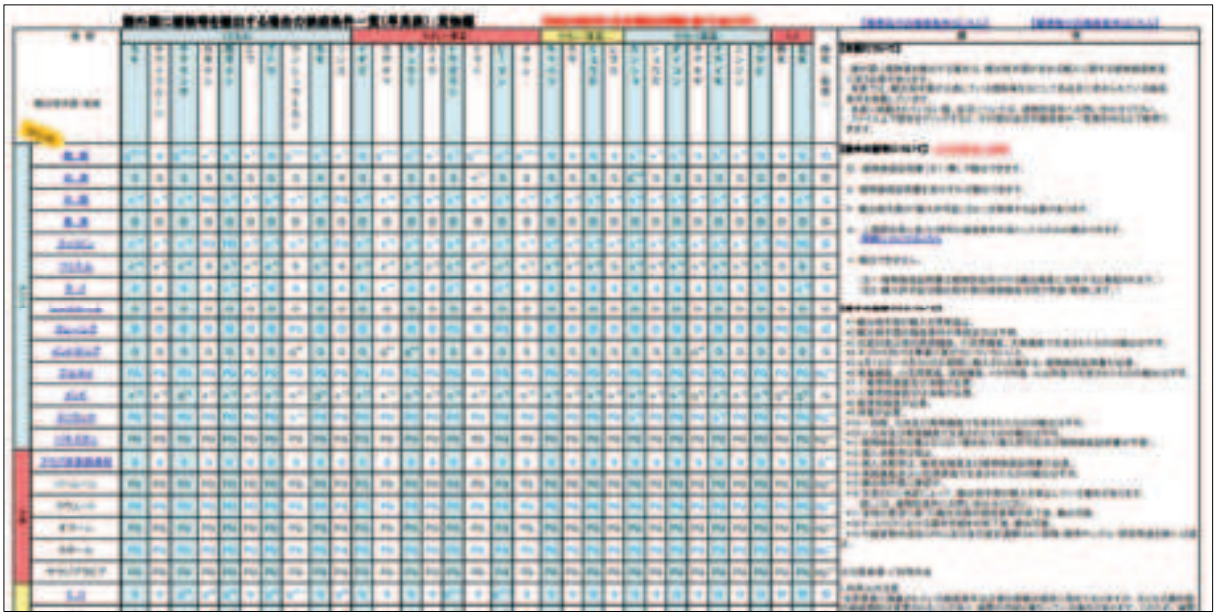

（植物防疫所ホームページの植物条件早見表）
（「https://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_kamotu.pdf」から）

一方、残留農薬に関する相談等にあっては、農林水産省のホームページに掲載されている「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」（下図）や「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病害虫防除マニュアル」などの資料から必要な情報をダウンロードして提供するとともに、輸出先国のホームページに掲載されている「MAXIMUM RESIDUE LIMITS (MRLs)」から輸出予定の農産物の残留農薬基準値を抽出し、我が国の残留農薬基準値との比較表や農薬の商品名等を記載した表などに取りまとめて資料配付し、必要な説明をするなど支援を行いました。また、必要に応じて、代替農薬の使用などについても案内するなど支援を行いまし

た。併せて一部の国（地域）では、残留農薬検査で不合格となった事例等も公開していることから、これらの情報等も整理して資料配付しました。

（農林水産省ホームページの残留農薬基準に関するサイト）
（「https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html」から）

更に、農産物の輸出に当たっては、産地や品目によって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国の規制、ワシントン条約や種苗法（UVOP 条約）に係る手続き、その他輸出先国の輸入規制等に係る手続き等も必要な場合があることから、必要な情報をホームページ等から入手し相談者に説明するなど支援を行いました。加えて、財務省が公開している貿易統計や植物防疫所が公開している植物検疫統計のデータを整理して、輸出（検査）の状況等を必要に応じて追加情報として提供しました。

専門家は、産地等に対してこれらの支援等を実施した場合、「輸出産地カルテ」

に相談の内容や支援の内容などを記録しています。また、これらの情報は事務局と共有するとともに産地等と連絡を密にして、輸出が実現できるよう複数回産地に出向くなどの支援も実施しています。

今年度の事業に当たっては、コロナ禍の影響もあってか相談や派遣依頼が少ない状況でしたが、合計で 145 件の輸出産地カルテを作成することができました。また、延べ 81 名の専門家を産地等に派遣して支援等を実施することができました（2022 年 2 月末現在）。このほか、専門家の派遣等を必要としない相談も多数ありましたが、これらは電話や電子メール、オンラインによるビデオ通話などで対応するなど様々な支援を行っています。

ここに今年度専門家が対応した一部の事例の概要を事例集として紹介させていただきますので、今後の輸出の参考にしていただければ幸いです。

なお、ここに掲載の輸出先国の植物検疫条件等については、専門家派遣時のものです。農産物の輸出に当たっては、常に最新の情報を確認されますようお願いします。

事例０１

タイ向けに高品質な果物等の輸出に取り組む事業者

【事業者の概要】

① 事業内容：国産青果物の海外輸出等

② 業務の特徴：日本の産地から輸出先国へダイレクトに輸出できるノウハウを構築し、ワンストップで輸出業務を請け負う輸出貿易商

③ 主な輸出先国：タイ、台湾、ベトナム、北米、ＥＵ

④ 会社理念：海外に関心が有り海外でブランド確立や販路拡大を目指す方々と共に事業を邁進させる。
利益や感動を共に分かち合える組織として運営を行なう。

【輸出を目指す目的】

農産物輸出の気運の高まりから、我が国の安全・安心で高品質の果物を海外の人にも食べて貰いたい。特に東南アジアは経済成長が見られ、高品質な果物であっても、富裕層等からの一定程度の需要や贈答用の需要が見込まれ、市場としての価値が高いと考えている。

果物の輸出を行うことで、産地の活性化のみならず、ブランド確立により海外での知名度アップなど我が国農業に寄与できると思料している。

【事業者の取り組み内容】

過去は、農産物輸出をしたことは無かったが、タイに仕事の関係でお付き合いのある顧客から商談を持ちかけられ、品質の良いものを選んで輸出することとした。一方、タイは 2019 年から輸入される農産物の制度を改正し、我が国から輸出される青果物 13 品目について、日タイ合意事項に基づく検疫措置を行うよう求めてきたことから、課題解決支援事業の専門家に相談し、支援を受けた。

（ナシの収穫の様子（相談者提供））

その後、2020 年からタイの検疫条件に基づき、生産園地や選果こん包施設の登録等の手続き等を行うとともにサンプル輸出などを経て本格的に輸出を行ってきた。

2022 年度も継続してタイ向けに高品質なリンゴ、ナシ、モモ、ブドウ、イチゴ等の生果実を輸出することにしているとともにタイ以外の国向けにも輸出を検討することとした。

【輸出に当たって事業者が抱える課題等】

タイ向けにリンゴ、ナシ、モモ、ブドウ、イチゴ等の生果実を輸出したいが、どのような手続きを行う必要があるのかが不明である。

また、タイ以外の国向けの生果実に係る検疫条件等が不明である。

（イチゴの栽培施設（相談者提供））

【支援等の内容】

タイ向け日本産リンゴ等の生果実に係る検疫条件、手続き等について説明するなど次の支援を行った。また、タイ向け生果実に係る新たな規制等の情報について、その都度メール等で知らせた。

（１）タイ向け生果実

① タイ向け日本産リンゴ等生果実に係る生産園地の登録：生産者、生産者団体等の責任者は、都道府県を通じて植物防疫所に申請書（一覧表）を提出し、植物防疫官が登録する。なお、都道府県又は地域の農業協同組合その他の団体が定めるGAP（Good Agricultural Practice（農業生産工程管理））を踏まえ、農薬を適正使用する等の病害虫防除及び栽培管理が行われることが求められている（GAP の取得を義務付けるものではない）。

② タイ向け日本産リンゴ等生果実に係る選果こん包施設の登録：選果こん包施設の責任者は、都道府県を通じて植物防疫所に申請書（一覧表）を提出し、植物防疫官が登録する。なお、生果実の等級付け、選果こん包、病害虫被害果の除去等に係る標準作業手順書を有すること、タイが侵入を警戒する検疫対象病害虫の寄生果の混入がないことなどが求められている。

③ 選果こん包等の実施：選果こん包等に当たっては、登録生産園地で生産されたタイ向けリンゴ等の生果実を選果すること、選果こん包作業前に清掃すること、選果作業に適切な照明設備及び選果設備を使用すること、こん包容器は未使用で清潔であること、こん包内に土、枝葉、植物残渣等の混入が無いこと、各こん包の側面にタイ向けであることなどの表示を行うことなどが求められている。

④ 輸出検査：輸出者は、植物等輸出検査申請書にタイ農業局が発行する輸入許可証の写し及び登録選果こん包施設の責任者から交付された選果こん

包実施報告書を添えて、あらかじめ輸出検査の実施を希望する植物防疫所の植物防疫官に提出する。

⑤　輸送方法：タイ向けリンゴ等の生果実は、商業用の船積み貨物又は航空貨物として輸送する必要がある。

－　タイ向け日本産リンゴ等生果実の輸出検疫条件　－

1　主な検疫対象病害虫：モモシンクイガ、リンゴコシンクイ、リンゴハダニ、輪紋病、灰星病等

2　主な検疫条件：

（1）登録生産園地での栽培：日本の植物防疫所が登録した生産園地で栽培され、適切に病害虫防除及び栽培管理が行われること。

（2）登録選果こん包施設での選果・こん包：日本の植物防疫所が登録した選果こん包施設において、登録生産園地で生産された生果実を選果・こん包を行うこと。なお、こん包は、未使用の容器を使用し、各こん包への表示（日本産であること、輸出者名、品目名、登録生産園地番号、登録選果こん包施設番号及びタイ向けであること）を行うこと。

（3）輸出検査の実施：植物防疫官による病害虫の付着がないことを確認する輸出検査が行われ、合格すれば植物検疫証明書が発給される。

（植物防疫所 HP から）

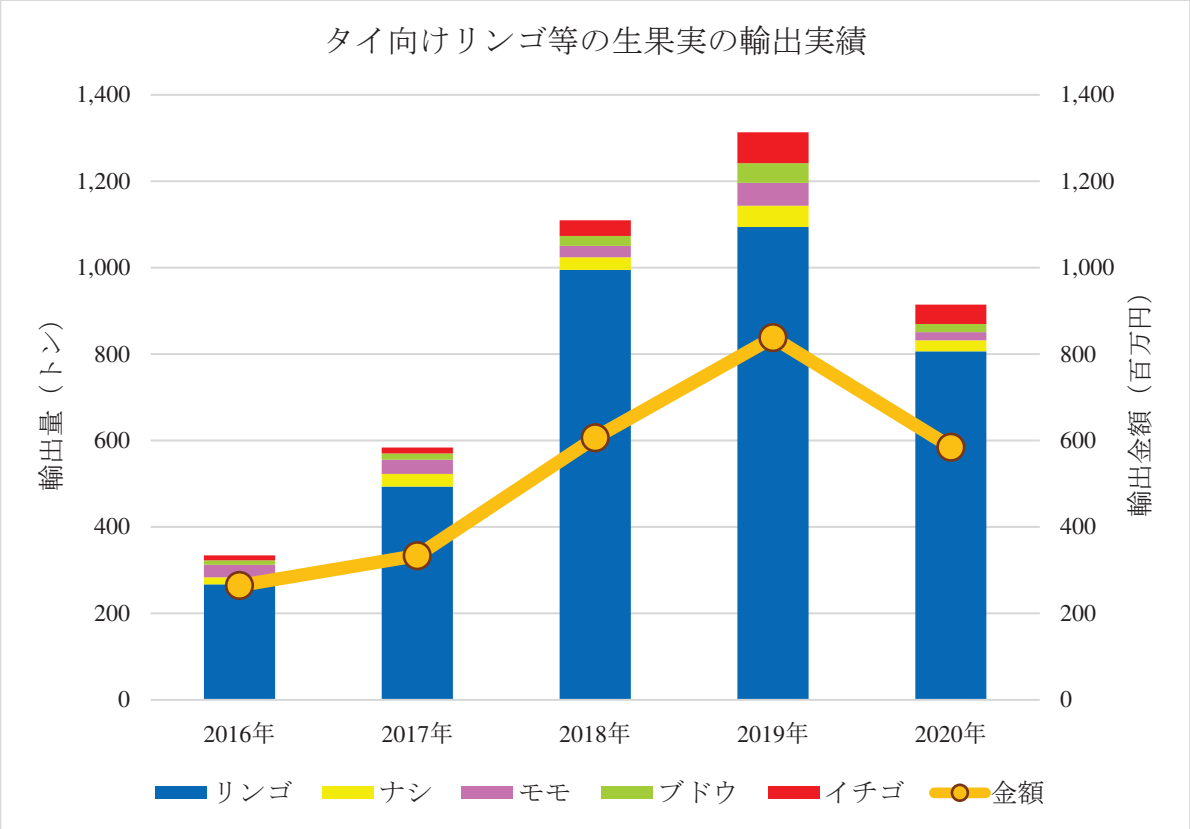

（財務省貿易統計 HP データから作成）

（２）タイ以外の国向け生果実

①　台湾向け日本産リンゴ、ナシ、モモ、スモモ生果実については、生産園地及び選果こん包施設の登録が必要である。また、台湾側検疫官による査察が行われることになっている。

②　ベトナム向けリンゴ、ナシ生果実については、生産園地の登録や選果こん包施設の登録のほか、低温処理の実施（低温処理施設の登録が必要）又は袋かけの実施などが求められている。また、栽培期間中（開花期及び収穫前の時期）における栽培地検査が求められている。

③　ＥＵ向けリンゴ、ナシ生果実については、日本で輸出前に栽培地検査を受検する必要がある。また、植物検疫証明書の添付が必要である。

【事業者の対応状況】

事業者は、タイ向けにリンゴ等の生果実の輸出に協力してくれる生産者を開拓し、生産園地の登録及び選果こん包施設の登録等の手続きを行い、無事に登録することができた。一方、タイのデパートなど関係者と協議し、売り場の確保や輸入通関の代行業者との契約など手続きを行った。

現在、月に２～３回程度のスケジュールでリンゴ等の生果実を航空便で輸出している。

（タイでの販売の様子（輸出者提供））

【評価・所感】

事業者は、タイのデパートの一角に日本産生果実の売り場を確保し、定期的に高品質な果物を輸出することで、タイ消費者等の認知度を得るなど着実に事業を発展させている。タイの消費者からは高品質でとてもおいしいと評判になっているなど、お得意様もできつつあると聞いている。今後の更なる輸出増加に期待できる。

課題解決支援事業としは、タイ向け以外の国向けの生果実輸出にも支援を継続して行っていくこととしている。

事例０２

地域特産のモモ及びリンゴ生果実の輸出を目指す関係者

【輸出を目指す関係者】

①　地域商社：地域銀行等が出資して設立した会社

②　自 治 体：県農林水産部（輸出支援）

【輸出を目指す目的】

輸出を目指す事業者は、県産農産物の輸出を手掛ける地域商社である。県内には糖度が 10.5 度以上、色、大きさで選別された高品質のモモ生果実を「北限の桃」として売り出しているブランド桃がある。また、リンゴの生産も盛んで、県独自の品種の栽培拡大にも取り組んでおり、酸味と甘みの絶妙なバランスが生み出す、飽きない味わいが特徴としている。

近年、我が国農産物の輸出が盛んになっており、当地域産のモモやリンゴも十分に輸出対応できるものと考えている。中でも台湾では、日本産くだものの評価が高いと聞く。出荷時期が遅い「北限の桃」は高品質なこともあり、贈答用として台湾人にも好まれるものと想定している。

（ブランド「北限の桃」（相談者 HP より））

モモやリンゴを継続的に輸出することにより、県産農産物の認知度を上げ、地域農業の発展につなげて行きたいと考えている。

【輸出者の抱える課題】

台湾向けにくだもの（モモ、リンゴ生果実）を輸出するのが初めてで手続き等が不明である。また、台湾向け生果実の場合、台湾検査官の査察があると聞いているが、どのように対応すれば良いか分からない。

【支援等の内容】

1　台湾向けモモ、リンゴ等生果実の輸出するに当たって、専門家が現地に出向き関係者に植物検疫条件や手続き等についての説明を行うなど支援を実施した。

① 生産園地、選果技術員及び選果こん包施設の登録が必要である。このうち、生産園地については選果こん包施設の責任者が園地情報を取りまとめて当道府県に提出し、選果こん包施設については選果こん包施設の責任者が所定の申請書を作成して都道府県に提出し、生産園地は都道府県が、選果こん包施設は植物防疫所が登録することになっている。また、選果技術員の登録は、植物防疫所が技術研修を実施し、受講を終了した者を登録することになっている。なお、生産園地及び選果こん包施設の主な登録要件は次のようになっている。

（ア）生産園地

・ 生産園地は選果こん包施設と同一の都道府県内に所在するものに限られていること。

・ 都道府県の機関や生産者団体等が防除暦及び病害虫防除所等が提供する発生予察情報等に基づき防除指導を行い、これに従ってモモシンクイガに対する防除が行われること。

・ 防除状況が記録され、保管されること。

（イ）選果こん包施設

・ 4 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、選果こん包前に生果実の保管を行う場合は、モモシンクイガの侵入を防止できる施設に保管できること。

・ 選果及び検査のための十分な照明設備及び選果設備を有すること。

・ 夜間作業を行う場合には、施設の開口部の閉鎖又は防虫網等による被覆によりモモシンクイガの侵入を防止できること。

② 選果こん包は、登録された生産園地で生産された生果実を登録された選果こん包施設で行うことになっている。なお、選果作業では少なくとも 1 人の登録された選果技術員の配置が必要である。また、次の事項を遵守する必要がある。

・ 選果こん包作業の開始前に清掃を行うこと。

・ 4 月 1 日から 10 月 31 日までの期間は、モモシンクイガの侵入がないことを確認するため、粘着式トラップを設置して調査を行う必要があること。

・ こん包に用いる容器は、未使用のものであること。また、容器に通気孔を設ける場合は孔の直径が 1.6mm 以下のもので塞ぐ必要があること。

・ 4 月 1 日から 10 月 31 日までに夜間の選果こん包等を行う場合は、開口部を閉鎖するなどモモシンクイガの再汚染防止措置を講ずる必要があること。

・ 各こん包の側面には、所定の台湾向け表示を行う必要があること。

③ 選果こん包作業が適切に終了した場合は、「台湾向け生果実選果こん包実施報告書」を作成し輸出者に交付する必要があること。

2 台湾向け生果実の輸出に当たっては、台湾側検査官による査察が行われる

ことになっている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症に係る入国規制等の制限等があったことから、植物防疫所に査察に係る動向及び対応等について確認の上、次の説明を行った。

① 今年度の台湾側検査官による査察については、日本側検査官が代行して確認することになったと聞いていること。

② 査察に当たっては、登録生産園地の情報、防除暦及び防除記録を提供する必要があること。

3 査察を受けるに当たって、生産園地及び選果こん包施設について専門家による事前の確認依頼があったことから、実地確認の上、留意点など必要なアドバイス等を行った。また、輸出検査や台湾での輸入検査でモモシンクイガが発見された場合は、施設等の登録が取り消されたり、植物検疫証明書の発給が停止されたりするばかりでなく、輸出年度に２回発見されると全国からの輸出が停止することになるので、十分に注意する必要がある旨を説明した。

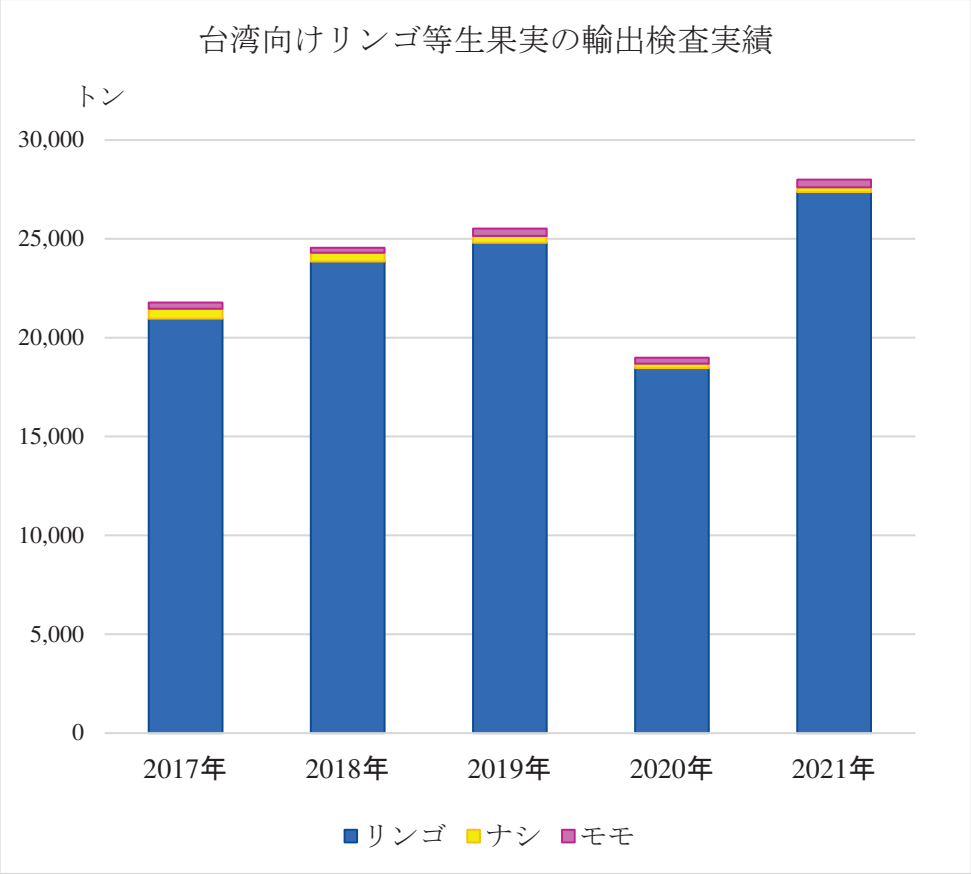

（植物防疫所 HP のデータから作成）

【相談者の取り組み状況】

相談者は、生産園地の登録及び選果こん包施設の登録を受けるとともに、選果技術員研修を受講して選果技術員の登録を受けた。一方、生産園地について

は、防除暦に基づき、病害虫に対する適正な防除を実施するとともに園地内にモモシンクイガフェロモントラップの設置、園地内の除草、落下果実の撤去等を定期的に行うなど、適切な栽培管理を行った。選果こん包施設については、施設出入口に黄色蛍光灯を設置するとともに選果に十分な照明機器の設置などを行った。

一方、査察に当たっては、関係書類（生産園地の情報、防除暦、防除記録、園地の見取り図、選果こん包施設の平面図、選果技術員の研修資料、選果こん包施設登録申請書類、モモシンクイガトラップ調査記録表、台湾向け表示シールとこん包資材等）を用意し、十分な説明を行うなど適切に対応した。

その後、収穫したモモ生果実及びリンゴ生果実をそれぞれ 1 回コンテナにより輸出を実現した。台湾での評価も良かったことから、次年度以降も継続して輸出することとしている。

（フェロモントラップ設置）

（選果施設一時保管庫）

【評価・所感】

相談者は、台湾向け生果実に係る検疫条件に基づき、必要な手続きを確実に行うとともに適切な栽培管理を実施し、輸出を実現させた。

「北限の桃」としてのブランドによる認知度向上にも努めており、次年度以降も引き続き輸出に取り組みたい意向であることから、輸出の増加が期待できる。

課題解決支援事業としては、相談者の依頼内容に応じて、必要な専門家を派遣するなど継続して支援いていくこととしている。

事例０３

タイの自社レストランで販売するため、ナシ生果実の輸出に取り組む事業者

【事業者の概要】

① 梨樹の作付面積：0.4ha

② 果実の収穫量：100 トン

③ その他：自社で生産したナシ生果実を、近隣のこん包施設を借り受け、タイ向けの選果こん包施設として登録を受ける。選果こん包施設はタイの食品衛生の規制に対応すべく農政局の指導の下、JFS 規格の適合証明書を取得している。

（生産園地）

【輸出を目指す目的】

相談者は、肉牛の生産及び牛肉の販売を行っており、タイではレストランを経営している。これまで、自社生産の牛肉をタイに輸出し自社のレストランで提供するなど行ってきた。

一方、自社ではナシ生果実も生産しており、国内では美味しいと評価を受けている。このナシ生果実をタイの人にも食べて貰いたいと考えており、レストランで販売する計画をしている。

昨年度も輸出を計画していたが、国内需要が大きく、輸出用の荷口を用意できなかったため、断念した経緯がある。今年は是非とも輸出を実現させたい。

【生産者の取り組み内容】

昨年度、課題解決支援事業の専門家から輸出支援を受け、検疫条件や手続き等について理解した。支援いただいた内容に従って、昨年度、生産園地や選果こん包施設の登録申請を、県を通じ植物防疫所に行い、登録を受けることができた。本年度も同様に手続きを行い、登録を受けた。

（選果こん包施設）

また、生産園地については、GAP を踏まえ、農薬を適正使用する等、引き続き

適切な病害虫防除及び栽培管理を実施している。

【輸出に当たって生産者が抱える課題等】

① 相談者は牛肉を輸出するノウハウと販路は持っているが、植物を輸出したことが無いため、手続関係が解らない。

② 2020 年８月にタイの残留農薬基準、2021 年 10 月に食品衛生管理規則が強化されており、これらの条件をクリアするための対応について不安がある。

【支援等の内容】

植物検疫、選果こん包施設の衛生管理、残留農薬基準等、次の事項について説明した。

① 植物検疫については、資料を提供して、植物検疫の概要や手続きの流れ、タイ向けナシ生果実に係る検疫条件等について、模式図などの図表を用いて説明した。

・ タイ向けにナシ生果実を生産する園地の登録及び選果こん包する施設の登録が必要である（既登録済）。

・ 生産園地は、GAP（農業生産工程管理）を踏まえ、農薬を適正使用する等の病害虫防除及び栽培管理が行われることが求められている。ただし、GAP の取得を義務付けるものではない。

・ 選果こん包に当たっては、適切な照明設備及び選果設備が必要であり、また、自社の定める標準作業手順書に基づき、検疫対象病害虫の付着のない生果実の選果等が求められている。

・ 各こん包の側面には、タイ向けであること（EXPORT TO THAILAND）、日本産であること、輸出者名、生果実の名称、登録選果こん包施設番号及び登録生産園地番号を表示することが求められている。（当該表示については、作成時にメールでサンプルを頂き、内容を事前に確認した）。

・ 輸出に当たっては、事前にタイ農業局が発行する輸入許可証（Permit）の取得が必要となっている。

・ 輸出検査を受検する際には、輸出検査申請書に輸入許可証の写し及び選果こん包施設が発行した選果こん包実施報告書を添付して植物防疫所に提出する必要がある。

② 選果こん包施設の衛生管理については、農林水産省 HP にある「タイ向け青果物の選別・こん包施設に係る規制への対応について」に基づき、次の説明を行った。

・ ナシ生果実は規制の対象になっていること。

・ タイの基準に適合した衛生証明書が必要であること。（衛生証明書については、JFS 規格適合証明書を取得済み）

③　残留農薬については、農林水産省 HP の「タイの輸入青果物に対する農薬規制について」等の資料を配付し、次の説明を行った。

・　ナシ生果実は「低リスク」に分類されている。

・　輸出前に指定物質の分析結果証明書（COA）を取得し、タイ輸入時に提示すれば通関手続を実施することが出来る。分析結果証明書を提示できない場合は、輸入時に簡易キットによる分析が行われる。

・　タイの残留農薬基準は、薬剤によっては日本国内より低く設定されているものもあるので、留意が必要である。なお、課題解決支援事業では農薬の適正使用に係る専門家も登録しているので、無償での派遣も可能である。

・　分析結果証明書の取得に関する相談等は、農政局が窓口となっている。

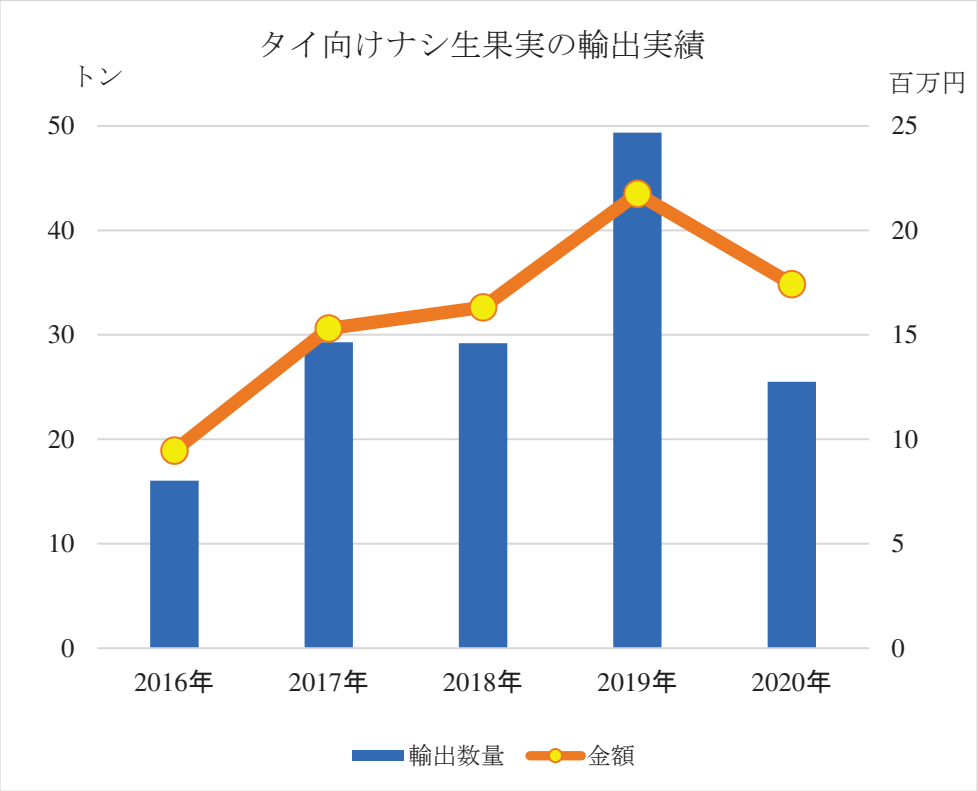

（税務省貿易統計データから作成）

【生産者の対応状況】

①　生産園地及び選果こん包施設については、専門家からの説明に従って手続き等を進め、無事に登録が完了した。

②　始めにサンプルとしてナシ生果実 10 カートンを輸出することとし、輸送での品質保持等も含めて手続き等を確認することとした。

③　また、残留農薬の数値を調べるため、分析機関に依頼して分析結果証明書を取得した。その結果、問題になる農薬の残留は認められなかった。

④　サンプルのナシ生果実は、通関業者を通じて植物防疫所に申請、受検して、植物検疫証明書を取得後、航空貨物で輸出した。
⑤　サンプルは、タイに到着後、植物検疫や食品衛生の規制、残留農薬検査、通関等を問題なくクリアし、現地レストランに届けることができた。
⑥　なお、サンプルの１割ほどにダメージが見られたこと、コスト面でも問題があることなどから今後検討することとしているとのことであった。

【評価・所感】

最初に相談を受けてから輸出までに２年間要し、その間２回の訪問支援を行った。相談者に植物検疫の内容及び手続について理解をしていただき、着実に輸出までの道筋を支援できたものと考えている。

今回は自社のレストランで販売するため、輸出数量は少量であったが、植物の輸出についてノウハウが得られ、現地の邦人にも好評を得たことが大きな収穫であったと聞いている。

ナシ生果実の本格的な輸出に向け、引き続き、相談に応じた支援を行っていくこととしている。

（植物検疫条件等の説明支援の様子）

事例０４

東南アジア向けにかぼちゃ生果実の輸出を目指す生産者団体

【団体の概要】

① 組合委員数：10 戸

② かぼちゃの作付面積：28.5ha

③ 収穫量：470 トン

④ 取り組み：2016 年に７戸の生産者が集まり生産組合を発足させ、長期保存が可能で、食味・食感の優れている共通の品種を育ててブランド化を図るとともに認知度の向上に努めた。生産したかぼちゃは国内市場を中心に出荷し、消費者からは好評を博している。また、収穫の機械化など省力化の検討も進めている。

（かぼちゃ畑）

【輸出を目指す目的】

かぼちゃのブランド化を図り認知度は高まったものの、人口減少が進む国内市場だけでは、かぼちゃのマーケットが小さくなることは避けられない状況にある。また、国内市場では小玉（９玉以上／10kg）の需要が無く、廃棄せざるを得ないことも課題であった。一方、海外では東南アジアにおけるニーズ調査で小玉を好む傾向が顕著であることが判明した。このため、今後成長が期待される東南アジアを中心とした海外マーケットに新たな販路を開拓するとともに、かぼちゃの生産性を向上させ、地域農業の発展につなげたい。

【生産者の取り組み内容】

かぼちゃの輸出は、輸出規制が少なく関税のかからない香港及びシンガポールからスタートしていくこととし、2018 年には香港向けに、2019 年にはシンガポール向けに出荷した。ニーズを調査したところ小玉が好まれる傾向にあることが判明した。その後、2020 年にマレーシアに輸出したところ同様に小玉の人気が高いことが確認された。また、日本産かぼちゃは安全・安心、更には品質

が優れているとの高い評価を受け、一定の需要が確認された。

【輸出に当たって生産者が抱える課題等】

① 生産段階：人手不足、高齢化が進む中で、将来的な機械化、AI 化が必要となっている。また、海外での評価向上のため GLOBAL GAP の認証取得を目指したい。

② 加工・保存段階：長期的な出荷を目指すため、かぼちゃの貯蔵環境の整備を図り、更なる長期保存を可能にしたい。また、傷果は加工用として利用し、輸出先国のニーズにあった付加価値のある商品開発を図りたい。

③ 流通段階：輸送中の温度帯保持が重要である。コールドチェーンの整備などが必要と考えている。また、流通コストの低減を図ることも需要である。

④ 販売段階：現地の顧客の生の声を聴き、顧客の反応を自らの目で確認して販売に活かしたい。また、台湾向けなど新たな市場にも輸出を広げたい。

【支援等の内容】

当該生産地域のグローバル産地化のため関係者を集めた会合が 2021 年 10 月に開催され、課題や計画の進捗状況等の共有が図られるとともに、当該会合において、専門家から次の説明等を行った。

① かぼちゃ生果実の植物検疫条件は輸出先国によって異なる。既に輸出している香港やシンガポール、マレーシアは日本で検査を受けずにそのまま輸出できる。一方、台湾向けは植物検疫証明書の添付が求められていることから日本で輸出検査を受け、植物検疫証明書を添付する必要がある。この他、中国やベトナム、タイなどは輸入を禁止又は検疫条件を設定していないため輸出できない。

② 植物検疫証明書の取得は、植物防疫所に検査申請し、検査の結果合格になれば発行される。検査場所は、輸出港にある植物防疫所や保税倉庫が一般的であるが、生産地域にある集荷場などでも検査が行われている（植物防疫所と事前の調整が必要）。

③ かぼちゃ生果実の輸出に当たっては、残留農薬にも留意が必要である。残留農薬基準値については、輸出先国によって異なるため、輸出先国の基準に合わせた農薬の使用や防除体系の確立が必要と考える。因みに台湾での残留農薬に係る日本産かぼちゃの不合格事例を調べたところ、ここ数年、不合格となった事例は確認されなかった。

④ かぼちゃ生果実の輸出状況（下図）を見ると香港、韓国向けが多く、次いでシンガポール向けなどとなっている。なお、植物防疫所が公表している

植物検疫統計を見ると輸出数量は少ないがＥＵ向けなどにも輸出されている。

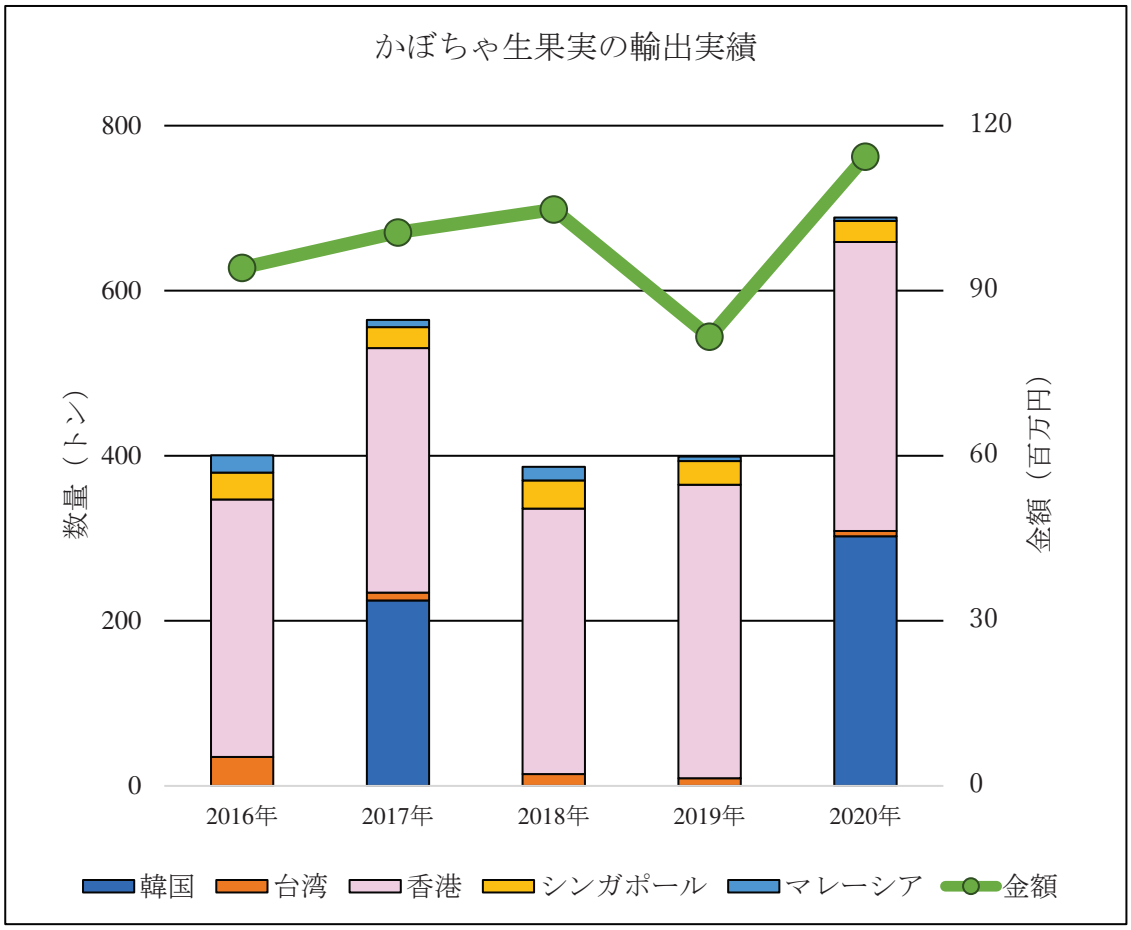

（財務省貿易統計データから作成）

【生産者の対応状況】

① 香港向けについては、４店舗に輸出している。今後は、プロモーションを含め、関係者と連携を取りながら輸出量を増加させていく計画としている。

② シンガポールについては、１店舗向けに輸出している。GLOBAL GAP を取得した生産者がいるため他社と差別化も出来ている。これまでは出荷スタートが収穫後の後半であったが、今年度は収穫後直ぐに輸出をスタートさせる予定である。定常的な流通を実現しており、安定的な販路先になるものと考えている。

③ マレーシア向けについては、１店舗に輸出している。コンテナでの混載により 11 月中旬から１月中旬まで毎週の輸出を実現している。今後は、かぼちゃ以外の根菜類などを含めた地場産青果物の輸出拡大にも努めたい。

④　台湾向けについては、サンプル輸出を行い、良い評価を受けたことから、定期的な輸出を計画している。更にマレーシアと同様に定常的な輸出につなげていく計画である。

⑤　かぼちゃの通年を通した輸出を実現させるため、廃校となった学校施設を活用して、温度管理などを徹底し、長期保存が可能となるよう取り組んでいる。また、長期保存のために必要な電力確保についても、地域にあるダムを活用した水力発電の設置等について関係者と連携して進めている。

（廃校を利用した貯蔵施設）

⑥　今後は、海外での大玉の需要拡大や切れ目のない供給体制の構築などにも取り組むこととしている。

【評価・所感】

生産団体は、減産傾向にあったかぼちゃについて、国内市場での販売だけでなく輸出を目指したことにより、地域の生産面積を拡張し、増産を実現させている。また、かぼちゃの収穫は、重量物であることもあり、生産者の労働過重となっていたが、剪定鋏の開発や機械化の模索など軽減にも努めている。

輸出先については、検疫手続き等の不要な香港等向けが主体であったが、更なる販路拡大のため、台湾など他の国・地域向けにも取り組んでおり、今後の輸出拡大が期待できる。

課題解決支援事業においては、生産者の相談に応じて、必要な専門家を派遣するなど引き続き支援することとしている。

（貯蔵されているかぼちゃ）

（かぼちゃの選果・こん包）

事例０５

緑茶、ハーブ茶の輸出にあたりＧＦＰ訪問診断（オンライン）を利用して輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

Ａ社：茶葉を栽培している。日本茶最高峰の茶葉「さえみどり」、「やぶきた」を栽培し、国内で販売をしている。

Ｂ社：農薬・化学肥料を使用せずに栽培した「やぶきた」をはじめとした日本茶及び甘茶の生産販売に取り組んでいる。また、自然乾燥した「あまちゃ（*Hydrangea*属）」を使用したフレーバーティ商品の販売も検討している。他に薬草などを混合した製品の開発構想もある。

【輸出を目指す目的】

Ａ社：過去に輸出を行ったことがあるが、現在は輸出していない。国内取引だけでは、販売量や価格が安定しないため、外国への販路を開拓したい。また、自分の栽培したお茶が海外で販売・飲用されることへのあこがれも抱いている。

Ｂ社：１２～１３年前からシンガポールへの輸出を始めた。３年前にアメリカでの催事販売に甘茶を出品したところ好評で、継続販売を予定していたが世界的なコロナ禍で催事販売が中止となり、輸出できていない。緑茶、甘茶の海外販路を拡大したい。

【輸出に当たって事業者が抱える課題等】

Ａ社：バイヤーが興味を持つのは有機栽培のお茶であることを関係者から説明を受けた。自社の栽培は有機ではないため輸出に戸惑いがある。昨年、残留農薬の検査を実施したところ「クロルフェナピル」が検出されたため今年は使っていない。今は、減農薬に心掛けている。

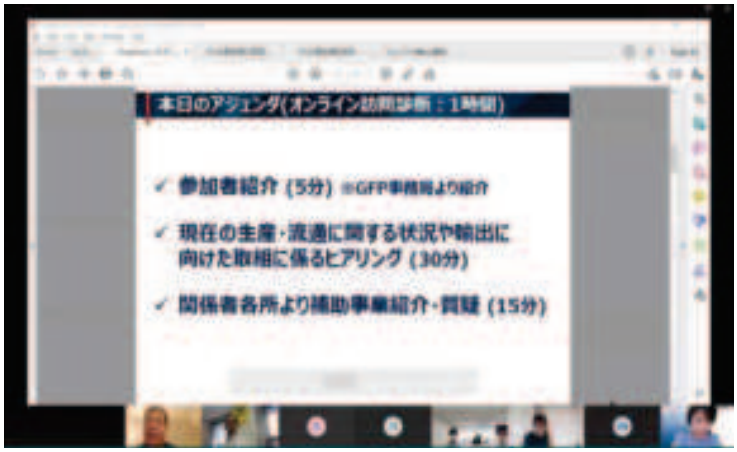

（オンライン訪問の内容）

Ｂ社：バイヤーとの商談において国際認証の取得等が話題になる。これらを取得する必要があるのか。最近台湾への輸出に際し、放射

能の検査証明書や製造工程表を提供したが、残留農薬検査については直近のデータもないことから、提供していない。

あまちゃを使用したハーブ系のお茶の需要がどの程度あるのか把握できていない。

【支援等の内容】

いずれの相談においても、オンラインによるGFP訪問診断が行われ，専門家から資料配付の上、輸出検疫や残留農薬基準等に係る説明を行った。

訪問診断の参加者は、相談者の他、関係する地方農政局、地域を管轄するジェトロ、都道府県の担当者らが参加し、相談者との対話の中で課題等の解決に向けた説明等が行われた。

Ａ社：輸出希望の香港、米国、マレーシア、ＥＵへの輸出に際しては、輸出検査を受けずに輸出ができる。

中国、ベトナム、タイ、インドネシア、インドは我が国の輸出検査が、パキスタンは輸入国の輸入許可証の取得が必要である。

お茶の輸出に際しては残留農薬基準値に注意する必要がある。今回希望している４か国については、農林水産省のホームページに基準値が掲載されている。同表では、対象となる農薬成分ごとに日本、CODEXの基準値と16の国・地域の基準値が掲げられ、日本の基準値よりも厳しい基準値は着色されている（2021年７月現在）。また、各国・地域の関連するURLの記載もあるので、この表で確認すると良い。

（オンラインでの残留農薬関係の説明）

また、この表に記載のない国については課題解決支援事業に連絡・照会いただければ、調査して回答する。

なお、昨年の残留農薬検査で検出された「クロルフェナピル」については、１年使用しないとのことであるが、土壌や植物で残留している可能性もあるので、注意が必要である。

Ｂ社：台湾向けの甘茶については、自然乾燥させたものは輸出植物検疫の対象となり、植物検疫証明書の添付が必要である。輸出の手続きについては資料を参照の上、実施してほしい。特に輸出関係者は、申請書の作成・提出、受検日の調整、受検時の立会いが必要となる。

残留農薬については、海外では我が国よりも厳しい国が多くある。輸入時の検査も厳正に実施している国もあり、台湾はそのうちの一つである。本年、台湾の輸入時の検査において台湾の基準値を超える農薬成分が検出されたとの報告がある。その中にお茶もあり、緑茶、抹茶、ほうじ茶、粉茶、ティーバック入り緑茶等から殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤等５種類の農薬成分が検出されている。

あまちゃの残留農薬基準（日本、台湾の比較）

物質番号	農薬名（英名）	農薬名（和名）	日本 MRL(ppm)	日本 備考	台湾 農薬名	台湾 MRL (ppm)	台湾 備考
1	1,3-DICHLOROPROPENE	D−D	0.01			不検出	
2	2,2-DPA	2,2-DPA	※0.01	一律基準		不検出	
3	2,4-D	2,4-D	0.07		2,4 - D	0.1	Others (tea)
4	2,4-DB	2,4-DB	0.2			不検出	
5	2-PHENYLPHENOL	オルトフェニルフェノール	20			不検出	
6	4-CPA	4−CPA	0.1			不検出	
7	ABAMECTIN	アバメクチン	0.02		Abamectin	0.05	Others (tea)
8	ACEPHATE	アセフェート	0.05		Acephate	0.05	Others (tea)
9	ACEQUINOCYL	アセキノシル	1			不検出	
10	ACETAMIPRID	アセタミプリド	5		Acetamiprid	0.05	Herbs and spices,Others (tea)
11	ACRENYLAN, METHYL	アクリノシル、メチル	0.1			不検出	
12	ACIFLUORFEN	アシフルオルフェン	0.1			不検出	
13	ACRINATHRIN	アクリナトリン	※0.01	一律基準		不検出	
14	AFIDOPYROPEN	アフィドピロペン	3			不検出	
15	ALANYCARB	アラニカルブ	0.1			不検出	
16	ALDRIN and DIELDRIN	アルドリン及びディルドリン	0.1			不検出	
17	AMETOCTRADIN	アメトクトラジン	50			不検出	
18	ASULAM	アシュラム	0.1			不検出	
19	ATRAZINE	アトラジン	0.02			不検出	
20	AZOXYSTROBIN	アゾキシストロビン	70		Azoxystrobin	0.05	Others (tea)
20	AZOXYSTROBIN	アゾキシストロビン	70		Azoxystrobin	5	Herbs
21	BENALAXYL	ベナラキシル	0.05			不検出	
22	BENDIOCARB	ベンディオカルブ	0.05		Bendiocarb	0.05	Others (tea)

（専門家が作成し提供したあまちゃの残留農薬基準値に関する資料）

お茶の基準値については、農林水産省のホームページに掲載されているので、参照されると良い。一方、甘茶の残留農薬基準については、支援事業で調査し、作成したので、資料を提供する。なお、必要に応じて残留農薬分析することを勧める。

【評価・所感】

今回紹介した２事例は、海外での販路拡大、自社ブランドの海外での愛飲を目的として本格的な輸出に取り組むため GFP に登録された方々で、GFP の訪問診断を利用されたが、昨今のコロナ禍によりオンラインによる訪問となった。オンラインでの訪問診断では時間的制約もあり、十分な説明が行えないという実態であり、相談者の課題に対し的確に対応することが難しいと考えている。

今回説明した「お茶」の輸出に当たっては、輸出相手国（輸入国）が我が国で輸出植物検疫の受検を要求している国は多くなく、これらの国へは輸出植物検査を受けずに輸出することが可能となっている。

しかし、今回相談があったハーブティーのように「ちゃ（*Camelia* 属）」を材料としていない製品については、検査を必要とすることがあるので注意がいる。

台湾のように自然乾燥したものについては、「ちゃ」であっても検査を必要としている。

また、昨今、減農薬、無農薬で栽培された製品が輸出される傾向が強いが、無農薬栽培であっても栽培環境、特に周囲からの農薬のドリフトにも注意する必要がある。少しでも心配がある場合は国内で残留農薬分析を行うのも一方法である。

なお、農林水産省が平成28年に取りまとめた「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した日本茶の病害虫防除マニュアル」には、ドリフトや輸出に対応した防除体系の事例等がまとめられているので参考にされると良いと考える。課題解決支援事業では引き続きGFP訪問診断に協力し、農産物の輸出拡大に向けて様々な支援を行っていくこととしている。

緑茶（製茶）の輸出検疫条件

韓国	◎
台湾	◎
香港	◎
フィリピン	◎
シンガポール	◎
マレーシア	◎
EU	◎
英国	◎
スイス	◎
ノルウェー	◎
ロシア	◎
米国（本土）	◎
カナダ	◎
メキシコ	◎
ペルー	◎
チリ	◎
ブラジル	◎

オーストラリア	◎
ニュージーランド	◎
ブルネイ	PQ
スリランカ	PQ
パキスタン	PQ
中国	Q
ベトナム	Q
タイ	Q
インドネシア	Q
インド	Q
アラブ首長国連邦	Q

◎：植物検疫証明書無しで輸出できます。

Q：植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。

P：輸出相手国の「輸入許可証」を取得する必要があります。

（出所：植物防疫所HP）

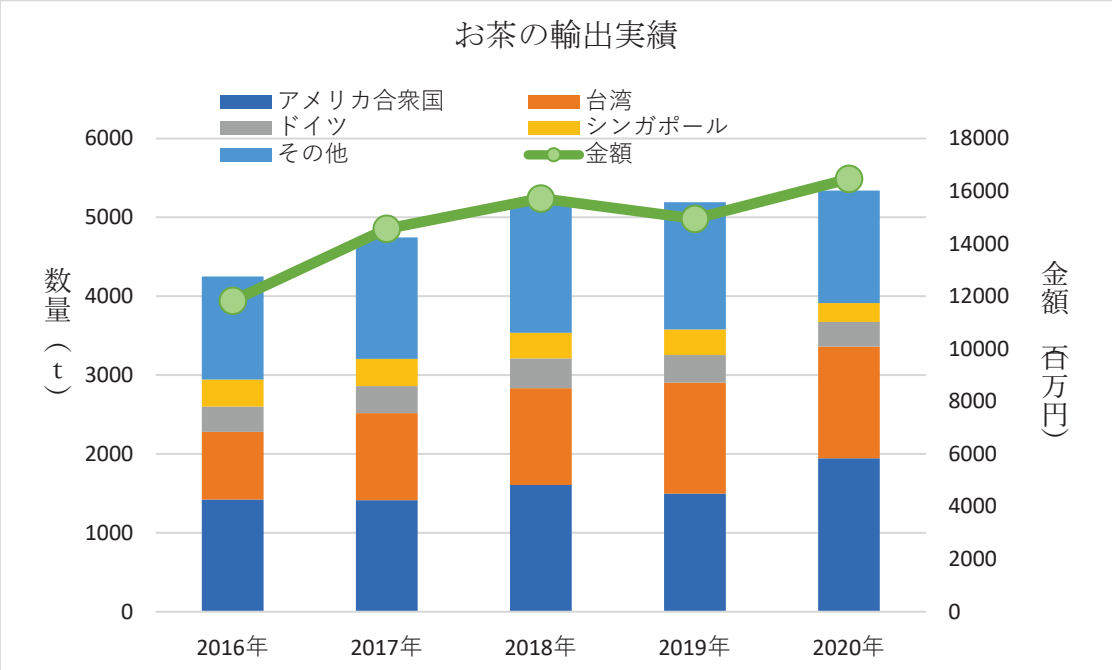

（財務省貿易統計データから作成）

事例０６

ベトナム向けにスギ材の輸出に取り組む事業者
－コロナ禍で配船が大幅に遅れ再輸出検査で対応－

【輸出を目指す目的】

相談者は木材を扱う専門業者である。近年、東南アジアをはじめ木材の需要の高まりから海外にも販路を拡大することとした。特にベトナムはシロアリの被害から都市部には木材住宅は少ないものの家具等の木製品の製造が盛んな国であることから輸出先のターゲットの一つとした。

一方、我が国からベトナムに輸出される木材は、主として室内用装飾や家具用としてのケヤキ材やヒノキ材が多く、比較的安価なスギ材の輸出が少ないことから、木製品用のスギ材の輸出を目指すことにした。

当該県は、スギの優良な生産地であるとともに近くには国際貿易港が整備されており、関係者の理解や協力もあることから当地を活用してスギ材の輸出に取り組むこととした。

（ヤードに集積された杉材）

【相談者の抱える課題等】

ベトナム向けスギ材の輸出に当たって、次のような事項が課題となっている。

① 輸出するための種々の手続き等が必要と思うが、どこへ、何を、どのタイミングで手続きすれば良いか等、明確には分かっていない。木材を集積するため港湾施設を利用したいがどのような手続きが必要か分からない。

② ベトナム向け木材は、輸出前のくん蒸処理は不要と聞いているが、ベトナムの輸入検疫で不合格となった場合、その処理費用は輸出者側が負担することになっていることから、不合格にならないための対策を講じておく必要がある。

③ 将来、ベトナム以外の東南アジア諸国にも木材の輸出を目指したいので、

検疫条件等を知っておきたい。

【支援等の内容】

ベトナム向けスギ材の輸出に当たって、関係者が参集したファーストミーティングにおいて専門家から次の説明を行った。

① 植物の輸出に当たっては、輸出先国の検疫条件に従って手続き等を進める必要がある。

（専門家による現場指導の様子）

② ベトナム向け木材の検疫条件には、中国のような輸出前の消毒処理は求めていない。ただし、植物検疫証明書の添付は必要なことから、輸出前に植物防疫所に申請し検査を受ける必要がある。輸出検査では、病害虫や土壌の付着の有無などが検査されるので、虫害材を除去する或いは土壌を洗い流すなどしておくことが望ましい。輸出検査で虫害材や土壌付着材が発見されると不合格となり植物検疫証明書が取得できない。虫害材の選別や土壌除去については、専門家として現地指導等を行うことが可能である。

③ 港湾施設の利用に当たっては、港湾管理者の承認を得る申請手続きが必要となっているので関係部署を紹介する。また、木材の港湾施設への集積に当たっては、安全対策等の観点から関係者（輸出業者、素材業者、運送業者、港湾管理者等）間の調整を行うことが望ましい。

④ ベトナム以外の国向けスギ材の検疫条件については、輸出先国によって異なる。例えば、韓国向けではマツ材やカラマツ材などは輸入を禁止しているが、スギ材は日本で検査を受けずに輸出できる。台湾向け樹皮付き木材は植物検疫証明書の添付が必要である。そのほか、事前の輸入許可証（Permit）の取得を求めている国などもある。輸出先国が決まったら、改めて相談いただければ、条件等を説明する。

（高圧洗浄機による土壌除去作業）

【輸出に利用するふ頭の概要】

① コンテナ岸壁：２バース、ガントリークレーン２基

② コンテナ埠頭に隣接して木材蔵置場所：２面　51,654 ㎡

（木材土場に集積された木材）

（コンテナヤードの全景　（県提供））

【相談者の取り組み状況】

相談者はファーストミーティング後、関係者と情報共有を図りながら、港湾施設の利用に係る手続きを行うとともに、専門家から現場指導を受けて、虫害材の選別及び土壌除去作業を行うなどした。コンテナ船の配船に合わせ、植物防疫所に輸出検査申請して受検し、植物検疫証明書を取得した。

【相談者の抱えた更なる課題等】

当初予定していたコンテナ船が、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延の影響で配船が１ヶ月以上大幅に遅延することになり、次のような新たな課題が生じた。

① 植物防疫所の輸出検査を受けてから、実際の積み込みまで１ヶ月以上空くこと及び夏場であることから害虫が発生し、木材に被害が生じないかなど心配であること。

② 仮にそのまま輸出してベトナムで不合格になると消毒等に掛かる経費の全額負担を課せられるばかりでなく、信用問題にもなりかねないこと。

（コンテナからの搬出作業）

【更なる支援等の内容】

専門家から次の支援を行った。

① バンニング済みのスギ材を全てコンテナから搬出し、検品後

に再度植物防疫所に申請し再受検する方法がある旨を説明した。また、検品（虫害材除去等）では、専門家が現場指導を行うことができる旨を伝えた。

② 更に検品では、害虫発生の抑制を含め、我が国の輸入植物検疫規程に定められている薬剤散布による消毒処理が可能である旨を説明した。

【事業者の対応状況】

相談者はベトナムで不合格になると次回からの取引への影響も考えられるとして、スギ材の全量をデバンして検品後（一部の木材に薬剤散布を実施）、植物防疫所の輸出検査を再び受けた。その結果、合格となり無事輸出できた。

【評価・所感】

当該港では中国、台湾向け木材の輸出は度々あるが、ベトナム向けは初めてであった。ベトナムの植物検疫で不合格になると処理費用は輸出者の負担になることから、輸出者、通関会社、荷役会社、専門家が情報共有しながら輸出を実現させた。

特に輸出が予定より１ヶ月も遅れたことから、コンテナに積載されていたにも関わらず、輸出者は木材を搬出し虫害材の再選別（薬剤散布を含む）を行った。ベトナムではトラブル無く植物検疫は終了したと聞いている。関係者はベトナム向けスギ材の輸出手続きを把握したことから、更に当該港を利用した輸出に期待できる。また、将来的にはベトナム向け以外の国向けのスギ材の輸出にも期待される。

（コンテナに搬入された木材）

事例０７

染色加工技術を利用した熱処理により木材の輸出に取り組む事業者

【相談者の概要】

相談者は古くから　家具・木工の生産の盛んな地域でツキ板化粧合板をはじめとする木材加工製品の製造・販売を営んでいる。近年、スギ・ヒノキの板材や染色ツキ板化粧合板等の輸出にも取り組んでいる。また、新しい技術として、真空加圧含侵装置の加圧工程を染色技術に転用し、他社にないオリジナル商品を開発して海外への販売にも力を入れている。

（真空加圧含侵装置）

【真空加圧含侵装置の概要】

①　真空加圧含侵装置：１基（最大使用圧力 1.37Mpa、内容積 2.28m^3、設定温度 80℃）

②　加 圧 方 式：液加圧方式・エアー加圧方式

【輸出を目指す目的】

海外ＥＣサイトに染色ツキ板を５年前から出店しており、近年、注文が増加している。昨年度、ＥＵ向けにウイスキー樽用のスギ製材を輸出した際、輸出先国の処理要求（材中心温度 56 度で 30 分以上）を満たした熱処理が必要になり、輸出用木材こん包材の認定を受けている消毒実施者に熱処理を外注して輸出したことがある。

（染色ツキ板）

木材加工に使用している自社の真空加圧含浸装置は高温で加工を施していることから当該装置による方法が熱処理として認められれば輸出先への納期短縮や経費削減につながりメリットが大きい。

【相談者の抱える課題等】

①　ＥＵなどの輸出先国が木材に要求する熱処理消毒について、自社の真空加

圧含浸装置による措置でも消毒処理として認められないか知りたい。

② 認めて貰うためには、どこにどのような書類を提出し、どのような手続きをすればよいか。

また、消毒処理施設として認められるためにはどのような設備を具備する必要があるのかなどを知りたい。

③ 将来的に海外に木材の輸出を拡大していきたいが、輸出先国の植物検疫条件（スギ・ヒノキ製材）が分からない。

【支援等の内容】

専門家から相談者に対して次の説明を行うとともに日本からスギ・ヒノキ製材を輸出するに当たり、諸外国の要求する植物検疫条件及び植物防疫所が公表している輸出検査数量を整理して配布した。

なお、植物防疫官による当該処理に係る施設調査に専門家も同席して支援することとした。

① 植物検疫条件は、輸出先国（地域）、輸出品目により個別に設定されている。具体的な処理方法を示してない国等向けに輸出する場合は、事前に輸入者を通じて輸出先国の植物検疫当局に詳細な検疫条件を確認する必要がある。

（施設調査の様子）

② 輸出用木材こん包材の消毒実施者として認定を受けてない施設であっても、予め、植物防疫官により当該施設に関する資料提出や現地確認により熱処理が有効であると判断された場合は、消毒処理施設として使用可能と聞いている。

（温度センサー）

＜（参考）審査に必要な主な資料＞

・処理施設の仕様（処理能力、自動温度記録装置の有無、温度センサーの校正状況など）を記した書類

・過去の処理における荷口明細・処理内容（寸法・材厚・結束厚・処理温度・処理時間など）を記した書類

・工場内見取図（含侵装置の設置場所・貨物の保管場所・加工場所）

③ 温度センサーについては、定期的にメンテナンス（校正など）を行うことが推奨される。

④ 実際に熱処理を実施する際は、適切な処理内容であるかを植物防疫官が確

認するため、処理温度、時間、材の寸法などがわかる処理計画を事前に提出する必要がある。

⑤　熱処理には植物防疫官が立ち会うことから事前の日程調整等が必要である。また、植物防疫官は、熱処理が適切に実施されたことを施設に設備された自動温度記録装置の温度データにより確認することから、処理時の温度データを提出する必要がある。

（エアー加圧式液剤浸漬用バット）

⑥　輸出検査は植物防疫所で行うが、植物防疫官が必要と認める場合は、植物の所在地において行うことができる。また、検査の日程については、植物防疫所と事前の調整が必要である。

表１　輸出先国別の検査数量

	２０１９年		２０２０年		２０２１年	
仕向国	スギ属(m^3)	ヒノキ属(m^3)	スギ属(m^3)	ヒノキ属(m^3)	スギ属(m^3)	ヒノキ属(m^3)
ｲﾀﾘｱ	1	1				
ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	37	20,581	15	21,305		25
ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	63	22				
ｵﾗﾝﾀﾞ	3					
ｶﾅﾀﾞ		20	51			
ｽｳｪｰﾃﾞﾝ			1		1	
ｽﾘﾗﾝｶ	52					
ﾀｲ	321	52	389	51	237	98
ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	3					
ﾉﾙｳｪｰ	1	1				
ﾊﾜｲ諸島				23		
ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	22,469	233	19,687	263	8,760	99
ﾌﾗﾝｽ	1		1		1	
ﾍﾞﾄﾅﾑ	4,528	7,703	16,195	7,494	7,675	1,805
ﾏﾚｰｼｱ			116			
英国			11	17		
台湾	70,984	6,330	81,489	7,706	33,724	2,039
中国	1,000,374	124,725	1,062,279	137,999	365,265	45,162
米国		9		57		
合計	1,098,837	159,677	1,180,234	174,915	415,663	49,228

（植物防疫所 HP　植物検疫データから作成（2021 年は 4 月までの実績））

表２　スギ・ヒノキ製材の検疫条件一覧（貨物輸送）

仕向国	スギ製材・ヒノキ製材
台湾	日本での輸出検査は不要です。
中国	日本での輸出検査は必要です。
ベトナム	日本での輸出検査は必要です。
フィリピン	フィリピン政府当局が発行した「SPS IMPORT CLEARANCE」に基づく、①熱処理、②キルンドライ処理、③臭化メチルくん蒸のいずれかの処理及び日本での輸出検査が必要です。（実例上）
カナダ	①熱処理、②臭化メチルくん蒸のいずれかの処理及び日本での輸出検査が必要です。
EU 諸国	熱処理（材の中心温度 56℃、30 分以上）・臭化メチルくん蒸・防腐処理・キルンドライ処理（最低心材温度 56℃、30 分以上）のいずれかの実施及び日本での輸出検査が必要です。
米国	日本での輸出検査は不要です。 ※米国政府当局が発行した「輸入許可書」に基づく、検疫条件を満たす必要があります。民間機関の処理証明で現地の受入れが可能か事前に確認しておく必要があります。
インド	（スギ製材） インド政府当局が定める輸入可能な樹種（*Cedar* spp.（商業用））にニホンスギが該当する場合は、日本での輸出検査が必要です。ニホンスギが該当するかは、輸出前に現地確認しておく必要があります。 ※インド政府当局は、2021 年 3 月 10 日付けで法改正しており、輸出前の消毒条件はなくなったようですが、必要に応じて、現地くん蒸が実施されるとのことです。 （ヒノキ製材） 情報がありません。輸出前に現地確認しておく必要があります。
イギリス	熱処理（最低心材温度 56℃以上で 30 分以上）又はキルンドライ処理（最低心材温度 56℃以上で 30 分以上、含水率 20%未満）のいずれかの実施及び日本での輸出検査が必要です。

・各国の検疫条件は、変更されることがありますので、輸出前の確認が重要です。
・過去に輸出照会のあった輸出先国の検疫条件を整理しています。

【相談者の対応状況】

相談者は、専門家の助言を踏まえ、関係書類を揃えて植物防疫官よる消毒処理施設の実地調査を受けた。その結果、当該真空加圧含侵装置を用いた熱処理が有効と認められた。それ以降、ＥＵ向けのツキ板材の輸出はないものの、カナダ向けについては、取引関係者等と体制を構築のうえ、当該装置を用いて消毒処理を行い継続的に輸出している。

一方、インドなど他の国向けについては、引き合いが非常に強いもののコロナ禍やウッドショック等による価格高騰などの影響もあり、これまでのところ輸出に至っていない。

【評価・所感】

相談者は、カナダの顧客とオンラインで交流を深めるなど、積極的かつ友好的な関係を構築しており、ツキ板材の継続した輸出が見込まれている。

その他の国向けでは、引き合いもあることからコロナ禍や原材料などの高騰等が落ち着けば、輸出したい意欲を持っており、更なるツキ板材の輸出増が期待される。

当該事業においては、事業者の相談に応じて、必要な専門家を継続して派遣するなど引き続き支援をしていくこととする。

事例０８

青果物の輸出に特化した産地形成に取り組む自治体（研修会の開催）

【自治体の取り組み内容】

自治体では、輸出拡大を図るため今年度の新規事業として、マーケットインの視点から輸出先国の需要に対応できる青果物の産地形成支援に取り組んでいる。

当該事業では、タイ向けにシャインマスカットの輸出に既に取り組んでいる生産者をモデルにすることとしているが、タイでは、2020 年８月１日から輸入される青果物の残留農薬検査を強化するなどとしており、近年、食品の残留農薬を取り巻く状況が変化している。

このため、当該事業への参加を目指す生産者は、農薬使用に高い関心を持っており、自治体への残留農薬に関する相談も寄せられている。

これらの状況を踏まえ、自治体としては、タイ向け青果物に係る残留農薬規制に関する研修会を開催し、生産者に知識を養ってもらう必要があると考えている。また、研修会を単発のものにするのではなく、生産者からの相談に個別に対応するなど、自治体と産地が一体となって栽培体系を構築し、2 年後を目途に輸出産地の形成が実現できるよう進めたい。

（ぶどうの生産園地（相談者提供））

【輸出に当たって自治体が抱える課題等】

輸出に特化した産地形成に取り組む品目として、タイ向けのブドウ及び栽培の盛んなカキを検討しているが、タイでは、多くの農薬で我が国の残留農薬基準値（MRL）より低い数値設定となっているものが多いことから、タイの残留農薬基準に即した農薬の使用と防除体系の確立が課題となっている。

このため、当該事業への参加を目指す生産者等に対して、専門家から①タイの残留農薬の検査強化の概要、②パラコート等の規制強化の内容、③これらの規制に対する日本側での対策などについて自治体主催の研修会において講演をお願いしたい。また、研修会後はそれぞれの品目に応じた輸出用防除暦を作成したいので専門家の継続的な支援も併せて希望したい。

【支援等の内容】

自治体主催の研修会では生産者や関係機関等が参加し、専門家よりタイの青果物に係る残留農薬規制の概要、農薬使用時の留意点などについて講演した。概要は以下のとおり。

（１）タイの青果物に係る残留農薬検査の強化について

① タイでは、輸入青果物を「非常に高リスク」、「高リスク」、「低リスク」に分類して残留農薬検査を行うとしている。また、指定された 134 の対象物質については、日本で輸出前に分析した分析結果証明書（COA）を提示すれば検査や通関手続きを迅速化できるが、COA の提示は強制的なものではないとしている。

（講演を行う専門家）

② 「非常に高リスク」、「高リスク」のリストは定期的に見直されるため、輸出前に最新情報を確認しておく必要がある。

③ COA の発行機関は、タイ政府機関から委託（認証）を受けた分析機関若しくは残留農薬分析に適用される範囲で ISO/IEC/17025 規格の認証を取得した分析機関である。

④ 日本での分析方法やその部位については、タイ保健省告示に記載された方法に従う必要がある。

⑤ タイで分析した結果、残留農薬基準値を超過した場合は、罰金刑や商品の回収要請、「非常に高リスク」への引き上げなどのペナルティーが輸入者に科せるとしている。

⑥ そのリスク回避として日本側での COA 取得があるが、分析費用は輸入者負担となるため、小ロットの輸出であれば利益が見込めない可能性がある。

⑦ 残留農薬検査の費用については、農林水産省の補助事業を活用することができる。

（２）パラコート等の規制強化について

① タイは 2021 年６月１日から関係告示が施行され、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、パラコート、パラコートジクロリド、パラコートジメチルサルフェート又はパラコートメトサルフェートの５物質について食品からの検出が禁止されている。

② これらの物質には食品毎に検出限界値が設定されている。

③　タイでの分析で検出された場合、罰金刑や商品の回収要請、「非常に高リスク」への引き上げなどのペナルティーが輸入者に科せられる。

タイの輸入通関時の青果物の残留農薬検査に関するガイドライン

分類	該当品目	対象物質		留置の有無	その他
		通関の方法：現地での分析	通関の方法：COA 提示		
非常に高リスク	リストの特定事業者の生鮮野菜及び果物	過去に基準値超過した物質	過去に基準値超過した物質	有	現地分析は輸入者負担
高リスク	タイ政府が指定した生鮮野菜及び果物	タイ政府が指定した 134 物質	品目別にタイ政府が指定した物質	無	現地分析はタイ政府負担
低リスク	「非常に高リスク」「高リスク」に分類されない品目	簡易検査キットによる分析（結果次第でさらに 134 物質の分析）	タイ政府が指定した 134 物質	無	現地分析はタイ政府負担

※　対象品目：全種類の生鮮野菜及び果物（米、麦、茶、乾燥及び冷凍された野菜及び果物は含まれない。）

（農林水産省 HP から）

④　５物質の内、クロルピリホス及びジクワットパラコートについて日本国内で登録がある農薬の商品名が農林水産省ＨＰに掲載されている。

⑤　我が国では、クロルピリホスのブドウ、カキでの農薬登録はない。

（３）これらの規制に対する日本側での対策について

①　散布機の洗浄不足により前回使用した他の農薬成分が検出されるおそれがある。

②　隣接圃場の農薬散布に当たっては、ドリフトの無いように注意が必要である。

③　薬剤調整時には、希釈倍率（濃度）、散布時期や回数を誤らないようにする。

④　複数の成分が混合された農薬もあるので、使用に当たっては注意する。

⑤　日本の農薬取締法に基づいて農薬を使用した場合、タイの残留農薬基準値を超過する可能性もあるが、散布状況によっては必ず超えるとは限らないため、収穫後に残留農薬分析を行うことも一案である。

⑥　分析方法や部位については、タイ側の関係法令に明記されているので、これらを確認して分析する必要がある。

⑦　使用中の防除暦とタイの残留農薬基準値を専門家が比較し、代替農薬やその商品名などを紹介することもできる。

※　なお、本研修会終了後、自治体から当事業に対して、タイ向けブドウに係る輸出型防除暦の策定に向けた支援依頼があり、当事業から専門家を派遣して、代替農薬（商品名）の紹介や総合的な防除方法などについてオンラインで技術的支援を行った。

（オンライン支援の様子）

【自治体の対応状況】

青果物の輸出に当たっては、残留農薬を考慮した防除暦の作成が望ましい。このため、産地形成に取り組む生産者と自治体の関係機関が連携し、輸出型防除暦の作成に向けた協議を進めている。

今後、生産者等との会合を定期的に行う中で課題解決支援事業の専門家による技術的支援を受けながら、まずは、タイ向けブドウに係る輸出型防除暦の策定及び農薬の発注までを 2022 年 1 月中に完了させたいとしている。併せて植物検疫条件に基づく生産園地及び選果こん包施設の登録のほか生産者への広がりについても進めていき、2022 年春頃からテスト栽培を開始し、収穫できたものから残留農薬の分析を行うなど栽培体系の確立に向けた検証を重ねて、2023 年までに輸出産地の形成を目指すこととしている。

【評価・所感】

本研修会の参加者からは、専門家の詳細な説明により、輸出に当たっての規制、取り組むべき課題等が明確となったとの評価があった。

輸出に当たっては、残留農薬の規制が厳しいハードルであることに変わりはないが、シャインマスカットはタイでの人気も高く売れ行きも好調であることから、これをモデルとした産地形成が実現し、海外での市場認知度、産地のブランド力が高まれば、更なる輸出量の増加が期待できる。

今後、植物検疫条件（生産園地、選果こん包施設）に関する登録手続きについても、順次、進められていくものと考えられ、当該事業においては、残留農薬以外の相談についても、必要な専門家を継続して派遣するなど引き続き支援をしていくこととする。

事例０９

生産者等を参集したセミナーを開催し、農産物の輸出拡大に取り組む自治体

【自治体が主催したセミナーの目的】

日本国内の食市場は、少子高齢化や人口減少により縮小傾向にある。一方、アジアを中心に世界の食市場は拡大しており、日本産の食材はおいしくて安全であると高い評価を得ている。また、2013 年には「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録され、農産物を始めとした日本産食材の輸出に対して追い風が吹いている。

これらの状況を踏まえ、農産物の一層の輸出拡大に向け、セミナーを開催することとする。セミナーでは、経営基盤の強化のための販路拡大策として、海外に目を向け、農産物輸出に関する基本的な情報や支援方策、具体的な取組事例、オンライン輸出商談のスキルアップなどについて講演等を行っていただき、新たな輸出取組の掘り起こしを行う。

【セミナーの内容】

１．対象者：農産物及びその加工品の輸出に取り組みたい方や事業拡大を考えている方など輸出に関心を持っている方

２．方法：オンライン開催

３．内容：

① 輸出に取り組むためのオンライン商談スキルアップに係る講演

② 初めての輸出取組についての事例紹介

③ 輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準値に係る講演

セミナー内容のうち、③に係る講演について課題解決支援事業の専門家に講演をお願いする。①については JETRO 山形に、②については輸出事業者にそれぞれ講演をお願いしている。

【専門家の説明内容】

次の事項について資料に基づき説明した。また、チャットを用いて、課題解決支援事業を実施しており、専門家を無償で派遣又は相談対応できることを参加者に案内した。

- 検疫（Quarantine）とは
- 侵入病害虫による被害の歴史
- 植物検疫とは
- 輸出検疫の流れ

・　諸外国の植物検疫要求の主な内容
・　農産物を輸出する場合の植物検疫以外の課題等
・　国別（台湾、タイ、ベトナム）の品目別検疫条件
・　台湾向けりんご、なし、もも、すももの検疫条件の詳細
・　各国のりんごに係る検疫条件比較
・　農薬の残留農薬基準とは
・　残留濃度の変化要因
・　輸出用防除体系構築フローチャート
・　各国の残留農薬基準値（MRL）の確認方法及び取扱い並びに分析結果等
・　台湾での輸入食品検査の不合格事例
・　輸出向け日本産青果物に係る残留農薬基準の遵守
・　我が国輸入食品の検査
・　りんご及びなしの輸出実績

（オンラインで説明する専門家）

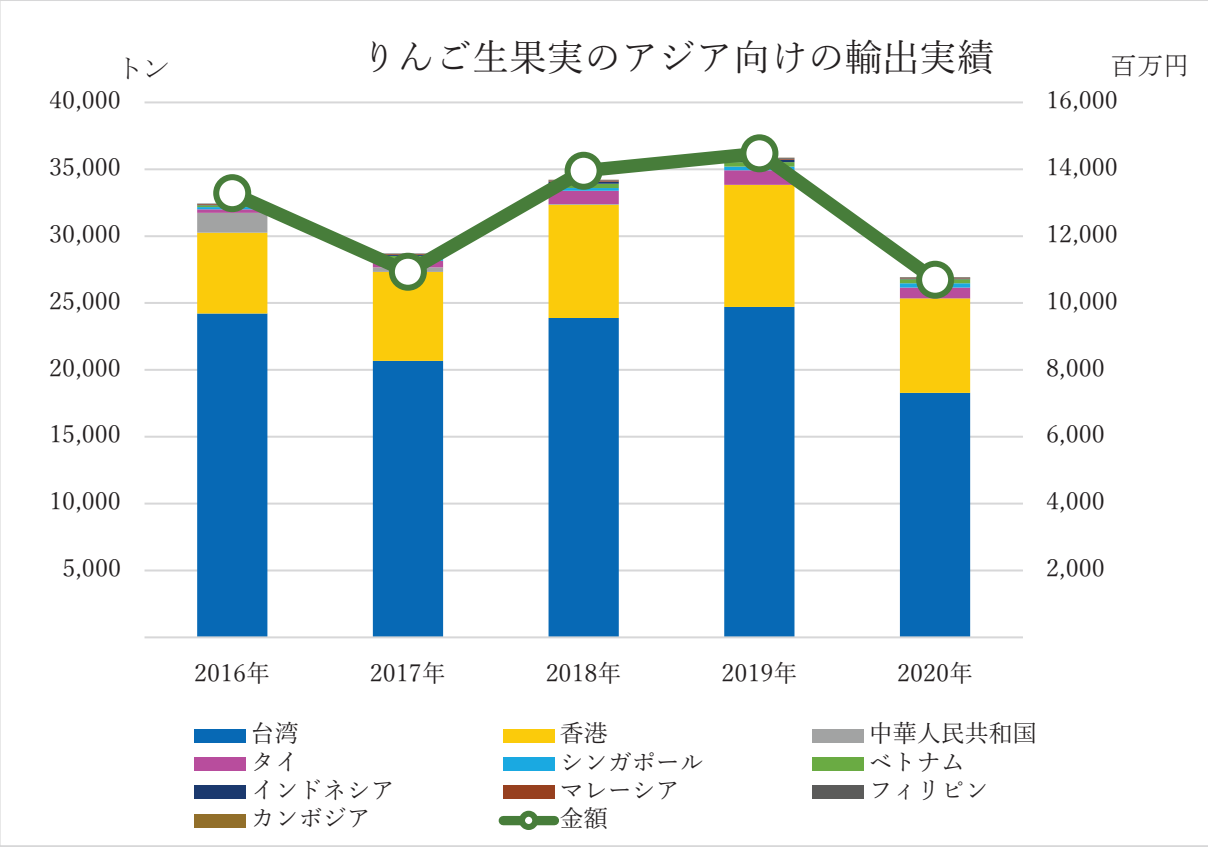

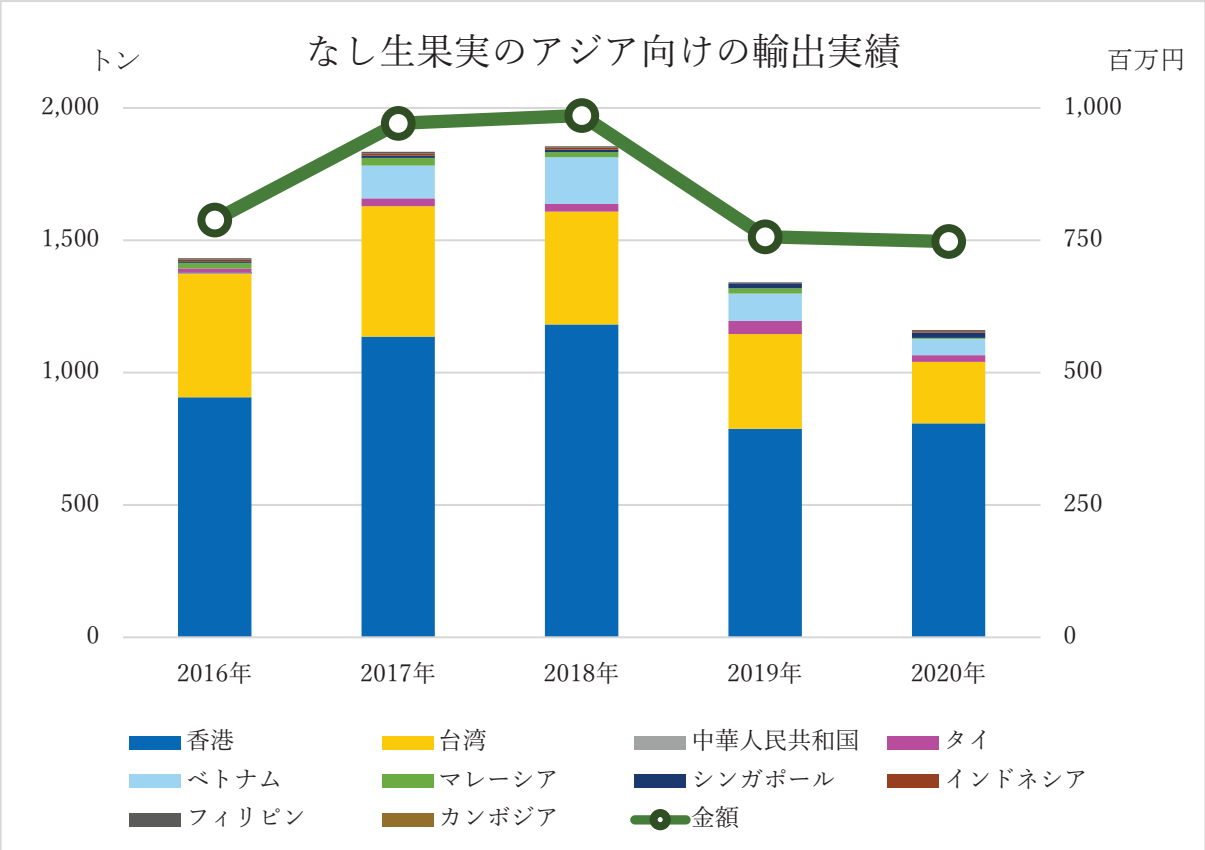

（財務省貿易統計データから作成）

【参加者からの質問等】

Ｑ　輸出植物検疫に要する時間は、どのくらい掛かるのか。

Ａ　植物の種類や輸出先国の検疫要求によって変わるが、通常は数十分から１～２時間程度と思っていただければ良い。ナミクキセンチュウの検査を要する場合などは更に１昼夜の時間を要することもある。

【評価・所感】

当該セミナーには生産者や輸出者の他関係者 53 名が参加し、農産物の輸出への関心が非常に高いことが伺われた。課題解決支援事業では、自治体等が開催する農産物輸出に係るセミナーなどに講師派遣を積極的に行うなど対応していくこととしている。また、セミナー後には参加者などから寄せられる個別の相談等にも内容に応じた必要な専門家を派遣するなど引き続き支援を継続することとしている。

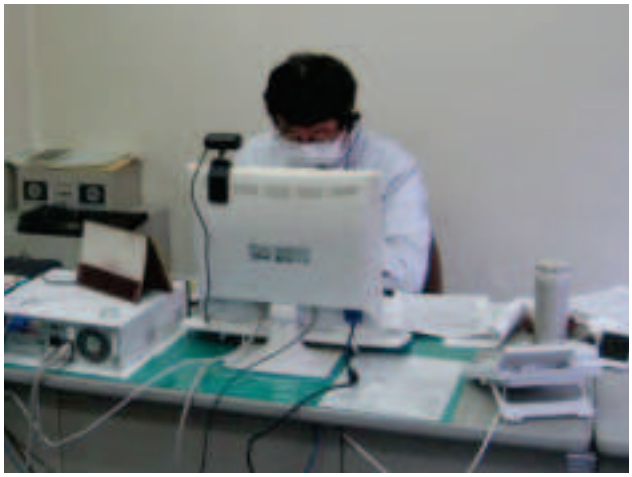

（講演する専門家）

事例１０

タイ農産品等輸出研究会（勉強会）を開催し、地元農産物の輸出促進に取り組む事業者

【事業者が主催した勉強会の目的】

タイ市場では、日本産農産物・食品の市場拡大が進んでいる。しかしながら、地元地域の農産品生産者、食品メーカーにおいては、植物検疫等の対策・準備、現地インポーターとのマッチング等ができていないため、実際の輸出につながっていない現状にある。このため、タイ現地の市場情報、輸入手続きや通関情報、展示会情報、輸出手続き等に関し、理解促進を図るとともに事業者のマッチング機会を提供し、近隣の国際空港等の利用拡大と農産品輸出を促し、地域農業の発展に寄与したい。

【勉強会の概要】

１　対象者：生産者、関係自治体
２　方　法：ZOOM によるオンライン及び説明会場での開催
３　内　容：
①　タイの日本産農産品・食品市場の現状紹介
②　植物検疫等の準備・手続きに係る講演
③　農産品輸出の実務・取引事例の紹介
④　輸出における施設認定等検査支援事業に係る補助事業の紹介
⑤　近隣国際空港の近況と利用促進協議会の支援プランの紹介

課題解決支援事業の専門家は、②を担当し、①については JETRO バンコクの担当者が、③については、輸出事業者が、④については、地方農政局の担当者が、⑤については近隣国際空港の事業者がそれぞれ担当し、講演等を行った。

【専門家の説明内容】

専門家はオンラインにより、以下の内容について資料を配布のうえ説明した。また、リーフレットの配布とオンラインによる情報提供時に、支援事業の内容、専門家の派遣について参加者に案内した。

・植物検疫の目的
・植物検疫の概要
・植物防疫法における輸出検疫の条文
・輸出検疫の流れ

・諸外国の植物検疫要求の概要
・タイ向け品目別検疫条件 URL の案内
・タイの検疫条件の概要
・タイ向け青果物（かんきつ類、リンゴ等、メロン等）の二国間協議に基づく輸出検疫条件の概要と検査の流れ
・農産物を輸出する場合の植物検疫以外の課題等
・残留農薬に関する情報
植物ごとの残留農薬基準値（MRL）、MRL に関する各国、地域の情報入手方法等
・タイにおける輸入青果物に対する農薬規制
・タイ向け青果物の選別及び梱包工程を行う施設に対する規制

（説明する専門家と説明項目）

（輸出検疫条件を説明する専門家）

【評価・所感】

当該勉強会には、90 名の参加があり、主催者発表の参加者アンケート結果は次のとおりであった。

① 82.4%の参加者が勉強会に満足している。

② 今後の勉強会で取り扱ってほしい品目（複数回答）では「生鮮野菜・果物（本セミナー内容をさらに詳しく）」が 57.6%、他に肉・鮮魚が 42.4%である。

③ 今後の勉強会で取り扱ってほしい制度・取引関係（複数回答）では、「生産、貿易関係の手引き・実務（本セミナー内容をさらに詳しく）」が 60.6%、「現地の販売先・取引先の情報」が 54.5%、「現地の市場動向」が 51.5%である。

④ どのような企画に関心があるか（複数回答）に対して、「今回のようなリモート勉強会の継続実施」87.9%となっている。

以上のアンケート結果からもわかるように、生鮮野菜・果物に関して詳細な情報提供を多くの方が求めており、また、多数の方が類似のセミナー、勉強会の開催を要望している。

課題解決支援事業では、新型コロナウイルスの世界的な拡大の影響で、2020 年は青果物の消費が落ち込んだり、輸送機器が減少したりしたため、輸出量が伸びない現象も見られたが、地域農産物の輸出促進に向け、勉強会やセミナーなどに積極的に参画するとともに、参加者や関係者から個別の相談があった際には継続的な支援をしていくこととしている。

（リモートにより説明する専門家、説明会場の主催者）

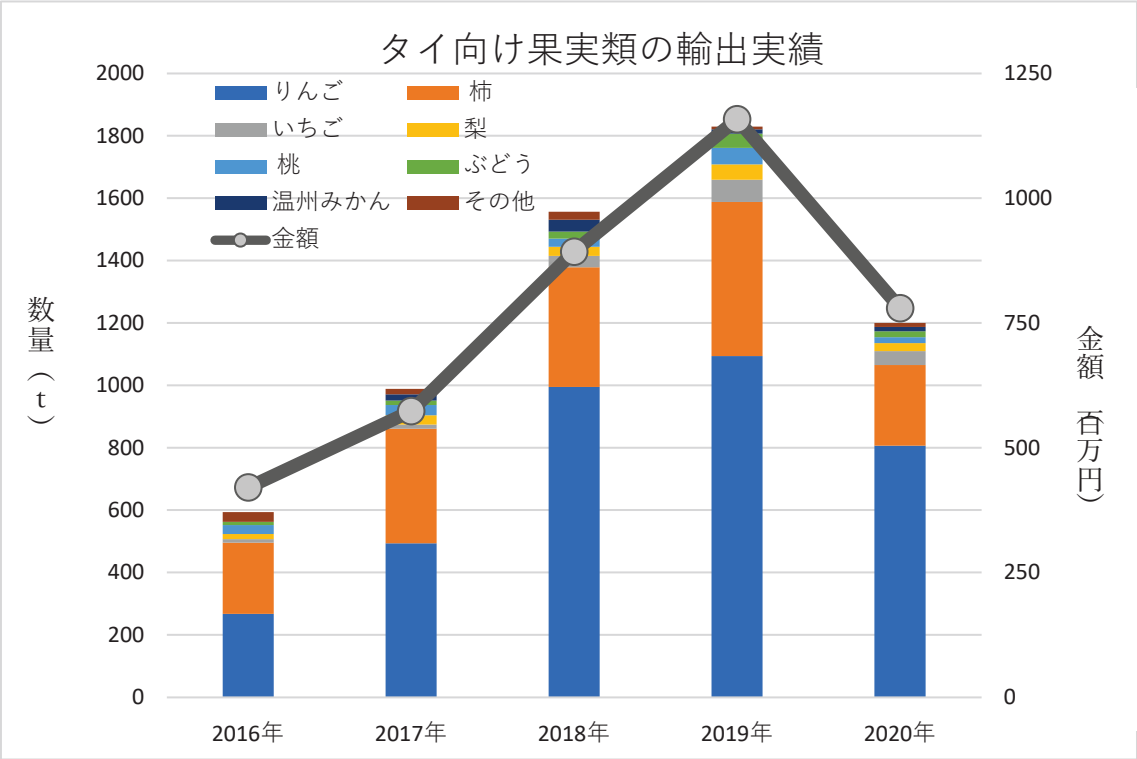

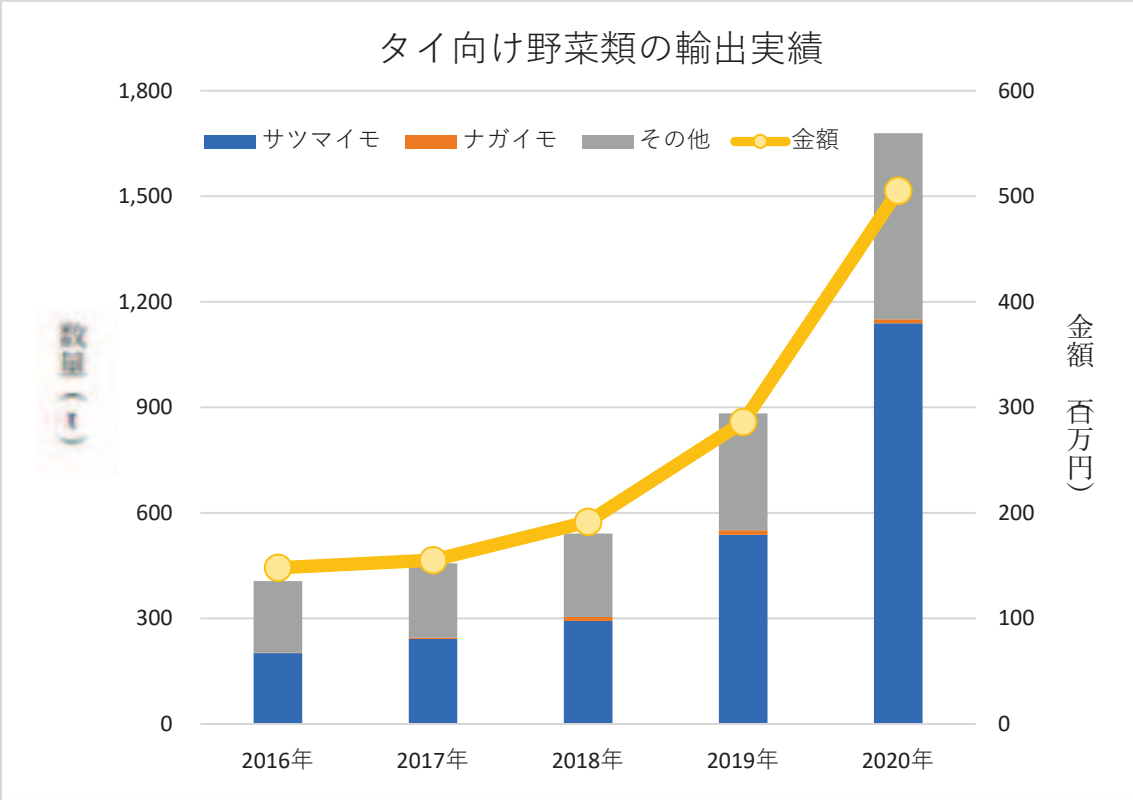

（財務省貿易統計データから作成）

事例１１

令和３年度ＧＦＰグローバル産地港湾等連携輸出拡大委託事業を推進する事業者

【事業者の概要】

当該事業者は、農政局が実施する農林水産物・食品の輸出のための効率的な物流を構築するための「令和３年度GFP グローバル産地港湾等連携輸出拡大委託事業」を請負、農産物の試験輸送等の実施、輸出に関心のある農林水産物・食品事業者等を対象としたセミナー動画及び輸送促進に係るリーフレットの作成を行うこととなった。

【事業の推進に当たって事業者が抱える課題等】

委託事業で実施する試験輸送では、ロシア、オーストラリア、アラブ首長国連邦（ＵＡＥ）向けに花き（キク、グロリオーサ、スイートピー）を輸出することとなるが、輸出先国の検疫条件、農薬や病害に関する各国の規制情報を知りたい。

【支援等の内容】

事業者が産地等でヒヤリングするにあたり、輸出先国の検疫条件、農薬や病害に関する各国の規制状況を関係者で共有したいとして専門家派遣の要望があり、打合せ会において輸出植物検疫の概要、主な輸出先国のキクの検疫条件などについて説明した。

（１）参加者：

生産者団体、農政局の担当部署、関係県の担当部署の担当者

（２）説明内容：

① 植物検疫・輸出検疫の目的

植物検疫は、自国の領域に病害虫が侵入し、又はまん延することを防止することを目的としている。

我が国の植物防疫法では、輸入国がその輸入につき輸出国の検査証明書を必要としている植物が、当該輸入国の要求に適合していること

（関係者との打ち合わせ会で説明する専門家）

について検査を受け、これに合格した後でなければ、輸出してはならないとされており、我が国の病害虫が輸出先国に持ち込まれないよう、輸出先国の要求等に応じて輸出検疫が実施されている。

② 輸出検疫の手続き

輸出検査は、原則として植物防疫所で受検するが、生産地、集荷場所等でも受検することができる。輸出関係者は輸出検査に立ち会うことが必要である。

輸出前の消毒が必要な植物については、輸出検査に先立ち実施し、植物防疫官の立会いが必要である。

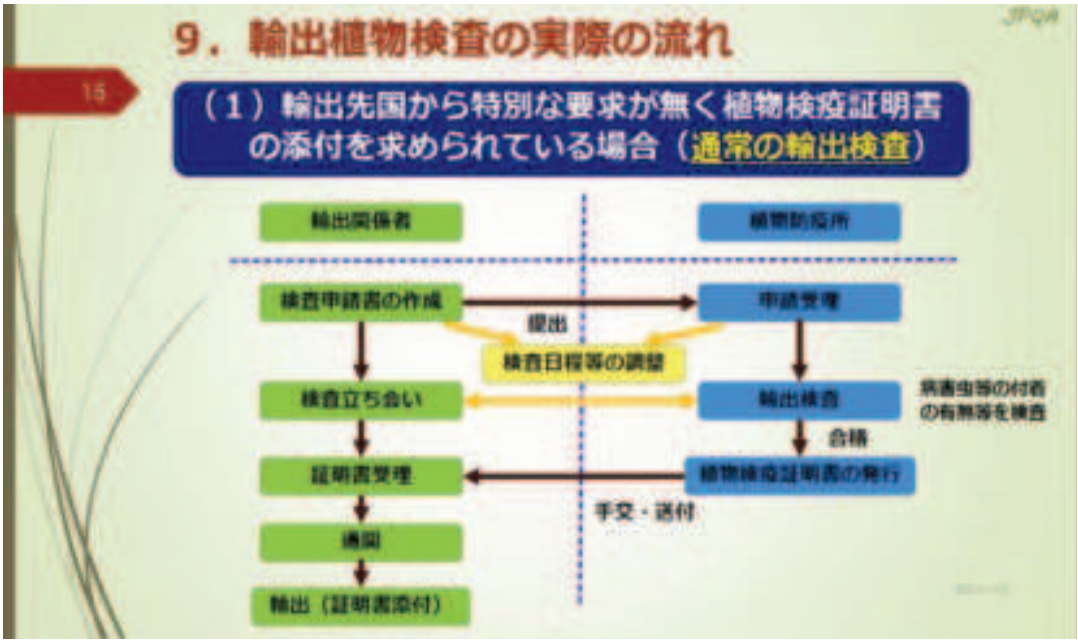

（打合せ会資料：輸出植物検査の流れ）

③ 諸外国のキク切り花に対する検疫条件

今回輸出する予定のロシア、オーストラリア、ＵＡＥはすべて輸出検疫を受ける必要がある。オーストラリアについては、輸出前に消毒等の措置が必要である。

なお、今回の輸出先国とはなっていないが、アメリカ向けについてはキク切り花の場合、白さび病を対象とした栽培地検査及びハモグリバエ科等を対象とした輸出検査を受ける必要がある。

④ 切り花で使用する農薬に関する残留規制

残留農薬に関する規制は、食品として流通する農産物等に適用されており、国際的には CODEX の中で農産物に対する残留農薬基準値が示されて

いるが、残留農薬基準値は、国により異なっている。CODEX 及び我が国においては、切り花に対する残留規制は行われていない。

（打合せ会資料：キク切り花の検疫条件）

【評価・所感】

打合せ会終了後、生産者団体の集出荷施設を訪問した。同団体は日本一の輪菊産地で国内では１／３のシェアを占めている。集出荷施設では生産者が収穫したキクを持ち込み、徹底した品質確認後、出荷されている。出荷までの保管は一定温度で管理し、同一温度下で輸送し、花にストレスを与えない方法がとられている。また、バーコードによりトレースできる体制がとられている。

同団体では、今後ベトナム向けへの輸出や国際園芸博覧会への出展を予定しており、輸出に当たっては、品質に注意しつつ、満開状態だけではなく、国内流通企画での輸出を計画している。今後、花の開き具合（開花状況）を調査する必要があるとしている。

今回の事業では開花ステージも調査

（出荷状況）

（市場向け荷物のこん包のバーコード表示）

項目に入っていることから、調査結果が期待されるところである。

また、打合せ会に出席した関係県からは、後刻、説明した３か国以外の国に対するキクの輸出検疫条件に関する照会があった。同団体、関係県とも全国有数のキクの生産地からの輸出に向け積極的な動きがみられることから、今後も支援を行っていくこととしている。

なお、当該事業者は同地区内での農産物の輸出促進に向けたコンサルティングを行っており、この事業以外でも、課題解決支援事業を活用している。併せて農産物輸出促進に向けて支援を継続することとしている。

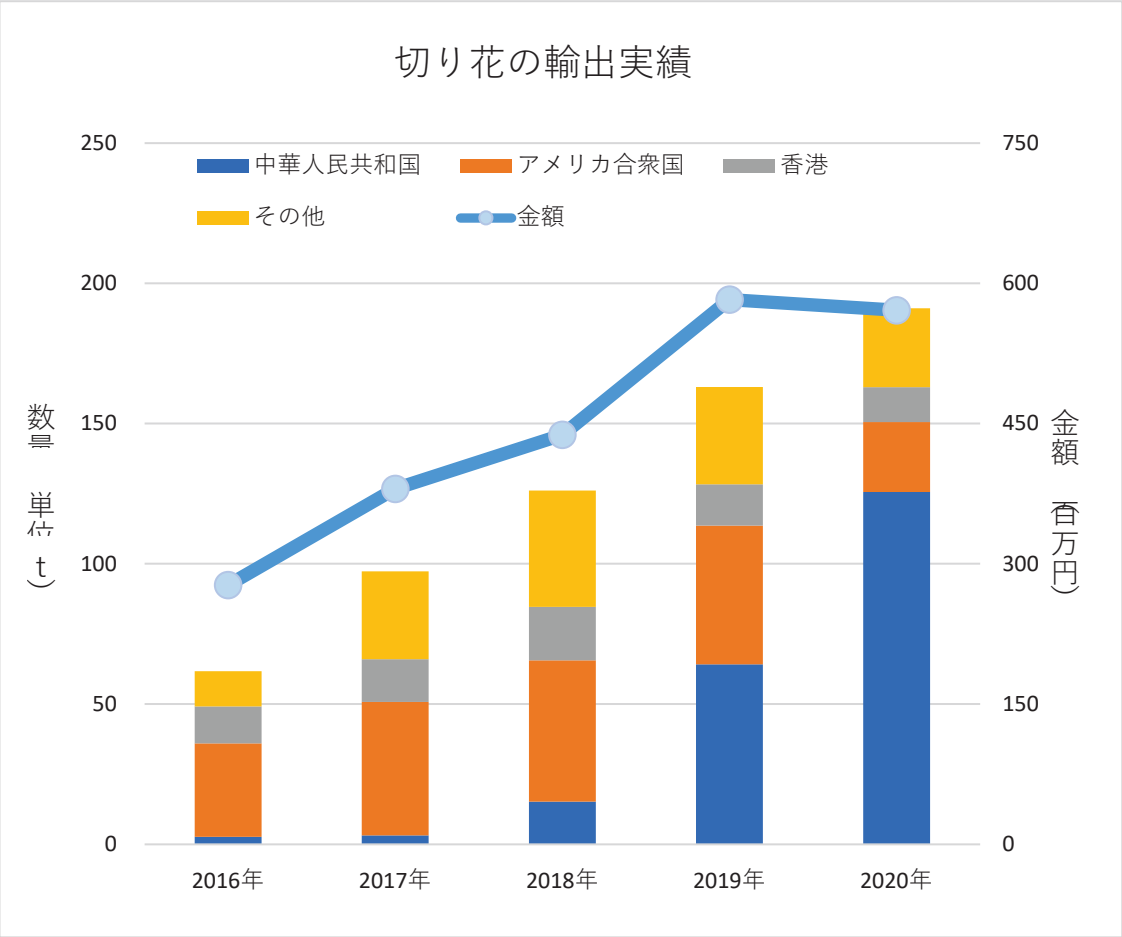

（財務省貿易統計データから作成）

農産物輸出課題解決支援事業事例集

2022 年 3 月発行

発行所　一般社団法人　全国植物検疫協会

〒101-0047　東京都千代田区内神田 3-4-3

伊田ビル

TEL　03-5294-1520

FAX　03-5294-1525